

葉山町学校防災計画

令和4年4月

葉山町教育委員会

「葉山町学校防災計画」 目次

第1部 総論

第1章 危機管理の基本的枠組み

第1節 町地域防災計画の中での学校・教職員の位置付け

- 1 「葉山町地域防災計画」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 地震発生時における教職員の参集体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 風水害時の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2節 「学校防災計画」の策定

- 1 各学校における「学校防災計画」の策定・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2部 地震災害対策編

第1章 日常における学校防災対策

第1節 日常における学校防災体制の充実

- 1 学校における防災体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 学校施設の安全管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 地域・町役所との連携と避難所について・・・・・・・・・・・・ 5

第2節 防災教育・訓練・研修の充実

- 1 防災教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 防災訓練の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 教職員の防災に関する研修の充実・・・・・・・・・・・・・・ 8

第2章 大規模地震が発生した場合の学校の初期対応

第1節 大規模地震が発生した場合の初期対応

- 1 基本的対応にいて(概要)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 学校と避難所、教育委員会及び町災害対策本部との関係・・・・ 10
- 3 学校災害対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 教育委員会への報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第2節 大規模な地震が発生した場合の行動対応【対応マニュアル】

- 1 授業中の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 放課後・登下校時の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 校外学習・遠足・修学旅行等の場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 4 休日・夜間など勤務時間外の場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第3節 児童生徒の引き渡し

- 1 児童生徒の保護者への引き渡し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 帰宅困難な児童生徒の保護体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第4節 学校施設等の安全点検

- 1 学校施設・設備の安全点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第3章 学校教育の再開に向けた対応

第1節 学校教育の再開のための準備活動

- 1 学校教育の再開のための準備活動・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2 学校教育再開準備班の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第2節 学校教育の再開に向けて

- 1 被害実態調査(安否確認・被害調査)とその対応・・・・・・・・ 20
- 2 被害実態調査を基に教育委員会及び関係機関との協議調整・・・・ 21
- 3 情報分析・再点検等による実態把握・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

4	一斉家庭訪問実施による児童生徒の詳細な情報の把握	21
5	仮登校の実施	21
6	学校教育の再開を目指した協議調整	21
7	学校教育の再開の情報提供と地域住民の理解	21

第3節 学校教育の再開のための環境整備

1	応急教育を行う場所の確保等	21
2	学用品の給与・就学援助等	22
3	学校給食等の措置	22

第4節 応急教育計画の作成と学習支援

1	正規の授業再開前の応急教育計画の作成	22
2	応急教育段階における学習支援体制の構築	22

第4章 心のケア

第1節 地震発生時における心のケア

1	地震発生時における心のケアの意義	23
2	地震発生時における子どもの心のケアの基本的理解	24
3	心のケアにあたる際の基本的な姿勢	25
4	学校における日常の取り組み	26
5	地震発生直後から学校教育の再開までの対応	26
6	学校教育の再開後（地震発生直後から1ヶ月後が目安）の対応	28
7	専門家の援助が必要なとき	29
8	教職員の心の健康	29

第3部 風水害対策編

第1章 日常における学校防災対策

第1節 町防災計画上の学校の位置付けと実情把握

1	町防災計画上における自校の位置付けの確認	30
2	急傾斜地崩壊危険区域指定箇所図等による地域の実情把握	30

第2節 学校としての事前対策

1	児童生徒への事前対策	30
2	避難所としての事前対策	30

第2章 風水害時における学校の対応

第1節 児童生徒の措置等

1	登校前・登校後の対応	31
2	児童生徒に対する特別措置に関わる出欠の扱い	32

第2節 学校の施設管理者としての対応

1	施設管理者としての事前対応	32
2	重要書類、危険薬品等の安全保管	32
3	給食施設の事前対応	32
4	衛生管理体制の確保	32

第3節 避難所としての対応等

1	校長、教頭及び教職員の参集	32
---	---------------	----

第3章 学校施設等が災害を受けた場合の対応

第1節 風水害時の応急対応

1	学校施設の応急対応	33
2	児童生徒の措置と応急教育の実施方法	33

3	教材・学用品等の調達等	33
4	学校給食等の措置	33
5	学校の衛生管理	34
第4章	学校教育の再開に向けた対応	34
第5章	心のケア	34

第4部 その他の対応

第1章 避難所の開設について

第1節 避難所活動について

1	避難所の開設が必要となる状態	34
2	避難所の運営管理	35

第2節 避難所開設における学校・教職員の役割

1	教職員による避難所運営支援	35
2	連絡調整者の役割	35
3	住民対応・避難所支援班の設置	36

〈参考・引用文献〉	37
-----------	----

【資料】

1	日頃からの大規模地震への備え【チェックリスト】	38
2	学校施設・設備の安全点検リスト～防災予防のための施設点検～	39
3	大規模地震の歴史に学び、生きる力を育む	40
4	FAX送信書 地震発生時における被害状況等の報告	43
5	FAX送信書 大規模地震による被害状況詳細報告	44
6	地震発生時の教職員の安全指導	45
7	児童生徒引き渡し・緊急時連絡カード例	46
8	FAX送信書 学校教育再開見通し報告	47
9	FAX送信書 東海地震注意情報・予知情報・警戒宣言への対応状況報告	48
10	FAX送信書 風水害大雪等の「警報」発令時における措置状況報告	49
11	避難所運営委員会の組織と動き	50
12	「葉山町立〇〇〇学校防災計画策定標準参考例	51

学校防災計画

はじめに

「葉山町学校防災計画」は、「町防災計画」を基本的な枠組みとし、学校における防災計画の基準を明確にするため策定したものです。本計画は、葉山町立小中学校が「学校自体が地震発生時にどう対応し、どう教育再開を目指すのか」について示したもので、各学校が防災計画や防災マニュアルを作成する際の指針となるものです。

第1部 総論

第1章 危機管理の基本的枠組み

第1節 町地域防災計画の中での学校・教職員の位置付け

1 大規模地震発生時における教職員の参集体制

(1) 配備・参集計画の基本方針

- ア 原則として、全教職員を対象とする。
- イ 教職員は原則として勤務校へ参集する。

(注) 病弱者、身体不自由及び地震発生時に妊娠中または出産後育児休業取得期間に相当する教職員で、災害応急対策に従事することが困難な場合は除外する。

(2) 参集の事前命令及び自動参集

- ア 参集対象教職員は、学校における災害対策本部長（学校長）の指揮命令を受け、配備体制に基づき、それぞれの所属等あらかじめ定められた場所において、必要な任務を遂行しなければならない。
- イ 勤務時間外においては、次のような場合は、参集命令を待つことなく、自宅及び周辺の被害状況やマスコミ情報等により判断し、バイク、自転車等できる限り早期に参集できる手段を用いて、原則として直ちに勤務校に全員が参集しなければならない。

- 町内の震度が5弱以上（大規模地震）又は津波警報を入手したとき
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき

(3) 連絡調整者の決定と報告

教職員の中から学校へ早く到着できる順に3名をあらかじめ「連絡調整者」として指名しておく。連絡調整者は、非常災害時において、学校長・教頭が参集するまでの間、町の防災主管課や教育委員会、避難所運営委員会等との連絡調整など必要な対応を行う。連絡調整者の氏名は、毎年度はじめに教育委員会に報告する。

2 風水害時の対応について

- (1) 特別警報が発表されたときは、「1 大規模地震発生時における教職員の参集体制」に準じるものとする。
- (2) 特別警報以外の風水害時において教職員は、明確な形での参集（配備）体制はとっていないが、学校活動として児童生徒への対応や学校施設への対応等必要な業務

がある。したがって、風水害発生時には、教職員は学校長の指示により必要な業務を行うとともに、勤務時間以外においても学校長の指示により参集することになるため、日頃から次の点について周知・徹底を図る。

ア 教職員の緊急連絡体制整備

学校長は教職員の緊急連絡体制を整備しておかなければならない。

イ 学校長・教頭の緊急連絡先の報告

風水害発生時、被害状況の確認や避難所開設の調整などについて、町の防災主管課や教育委員会等から学校に緊急連絡を行うことが想定されるため、大規模地震発生時と同様、夜間・休日でも確実に連絡できる学校長及び教頭等の緊急連絡先について、教育委員会に報告する。

第2節「学校防災計画」の策定

1 各学校における「学校防災計画」の策定

「葉山町学校防災計画」は、「葉山町地域防災計画」を基本的な枠組みとし、学校における災害応急対策や学校教育の再開に向けた対応及び災害予防に関する基本的な事項を定めたものである。各学校は、「葉山町学校防災計画」を基に、それぞれ取り巻く環境や状況を適切に反映した、より具体的な「学校防災計画」を定める必要がある。

(1) 各学校で作成する「学校防災計画」記載内容の標準参考例

※ 具体例は、資料【12】に紹介

令和〇〇年度 葉山町立〇〇学校防災計画

【目次】

第1章 大規模地震に係る基本的な対応

1 地震への対処【児童・生徒が学校管理下にある場合】

【1】 大地震直後の対応の仕方

【2】 一時待避場所への避難直後の学校の教職員の対応

【3】 緊急対策本部としての活動の開始

2 地震への対処【児童・生徒が学校管理下でない場合】

【1】 安否・参集情報の登録

【2】 参集の仕方とすみやかな緊急対策本部の確立

3 学校が避難所となった場合の対応について

【1】 避難所業務への協力について

【2】 避難所としての初期対応のあり方

【3】 避難所運営時における応急教育開始までの目安

第2章 風水害に係る基本的な対応

1 風水害への学校としての事前対策

2 風水害時の学校としての対応

3 学校施設が被害を受けた場合の対応について

第3章 避難所の開設について

※ 各学校の立地条件や特性などの実情に応じて、記載内容は適宜修正する。

第2部 地震災害対策編

第1章 日常における学校防災対策

第1節 日常における学校防災体制の充実

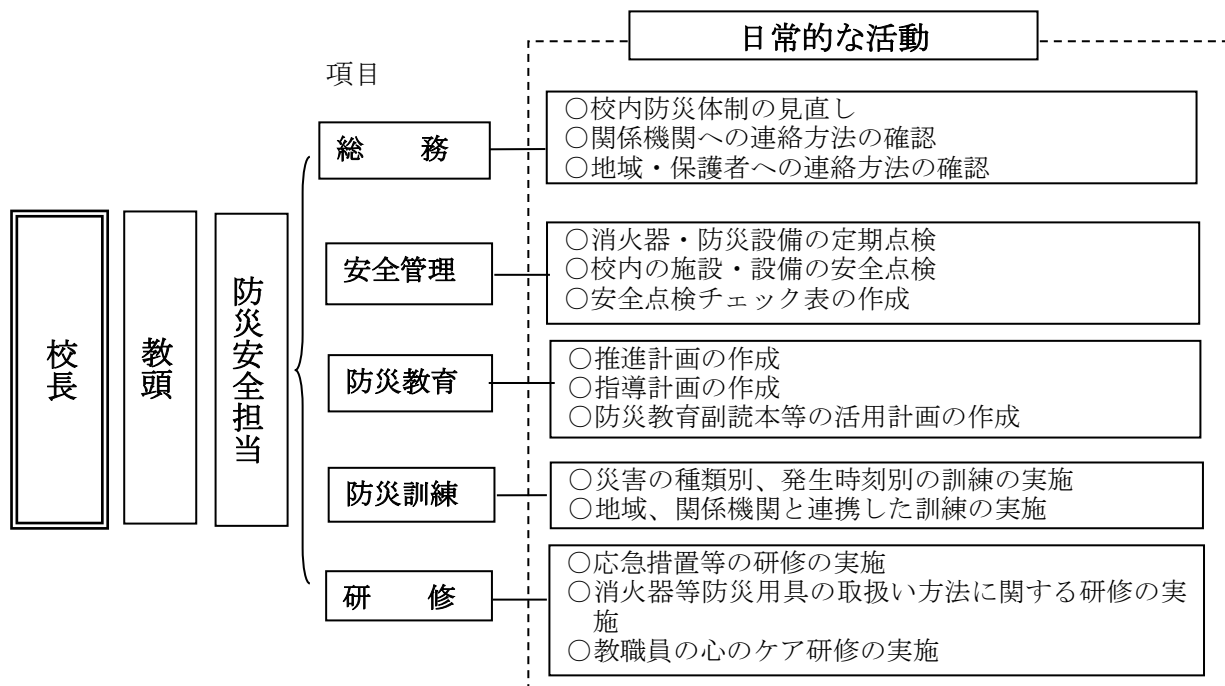
1 学校における防災体制

(1) 学校防災委員会の設置

ア 学校長は、各学校の実状に応じて、教頭、防災安全担当等を構成メンバーとする「学校防災委員会」の設置、あるいはそれと同等の機能を持った既存の校内組織の活用などによって、「学校防災計画」を作成するとともに、日常的な学校防災体制を整備する。役割分担等は、各学校の実状に応じて行うこととする。

イ 学校防災委員会の主な役割は、次のとおりとする。

- (ア) 「学校防災計画」の策定
- (イ) 防災教育・防災訓練の計画・実行
- (ウ) 教職員に対する研修の実施
- (エ) 日常的な施設点検等の実施
- (オ) 町の防災主管課、教育委員会及び避難所運営委員会等との連絡・調整



(2) 大規模地震が発生した際、もしくは南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意又は、巨大地震警戒)が発表された場合の基本的な対応についての周知徹底→チェックリスト「日頃からの大地震への備え」(資料1参照)

ア 大規模地震に備えるため、日頃から学校における防災体制について整備を図ること。(資料1 「日頃からの大規模地震への備え」参照)

イ 学校の対応(休校措置、登下校時の対応、児童生徒の引渡し、連絡方法等)について、教職員間で共通認識するだけでなく、児童生徒・保護者に対して機会あるごとに周知し、徹底を図ること。

- ウ 地震発生時における教職員の役割分担を明確にし、全員が理解しておくこと。
- (3) 校内の避難経路、児童生徒の避難集合場所の明確化
 - ア 校内の各所からの避難経路、避難場所を複数決めておくこと。
 - イ 障害のある児童生徒への対応を具体的に定めておくこと。
 - ウ 避難の妨げとなるような物品を避難経路に置かないこと。
- (4) 校内にある他の施設との連携
 - 教育支援センター等、併設の施設と災害時における対応について、決め事を整理し徹底を図ること。
- (5) 学校の非常持出用重要書類の把握
 - ア 平常時に持ち出すべき書類は何か、どこにあるかをあらかじめ確認し、地震発生時には誰が、どのように持ち出すかを定めておくこと。
 - (ア) 児童生徒名簿や児童生徒調査票等
 - (イ) 出席簿及び学籍簿
 - (ウ) 児童生徒の指導要録
 - (エ) その他、学校教育法で義務付けられている公簿類
 - ※ 児童生徒の個人情報に関する書類のため、取り扱いが厳重にすること。
 - イ 各学校の実状に応じて、非常時に持ち出す帳簿・物品等を検討し、学校独自に「非常時持出一覧表」を作成しておくこと。

2 学校施設の安全管理等

- (1) 学校の安全点検
 - ア 定期的な校舎の安全点検の実施（資料2「学校施設・設備の安全点検リスト」参照）
 - (ア) 毎年実施される学校施設点検表による施設全体の点検を実施する際に、併せて、防災の観点から、施設・設備の点検を実施し、改修等の必要があると判断される場合には、速やかに教育総務課に連絡する。
 - (イ) 壁、柱、床の亀裂、天井の剥離状況についても変化の様子を点検・記録する。
 - イ 転倒物、重量物等の転倒防止対策
 - (ア) 書架や戸棚などの固定、テレビやパソコン、スクリーン等の転倒落下防止対策を講じる。
 - (イ) 教職員用の平机やその背後にある戸棚、教卓等の位置、固定に配慮する。
 - (ウ) 灯油、薬品、ガス（プロパンガスボンベ等）の保管場所についても注意する。
- (2) 学校施設設備の状況の整理
 - ア 誰が見ても分かりやすい校地・校舎の平面図の準備
 - イ 校舎の電気配線図の準備
 - 学校施設内の電気室や高圧受電設備（キュービクル）から配線盤を経由して各教室等へ配線されている経路やコンセントの位置、容量等を確認する。
 - ウ 校舎の水道配管図の準備
 - (ア) 水道の元栓の位置、各施設への止水弁の位置、各止水弁の機能を確認する。
 - (イ) 学校全体の水道水の流れについて、校舎平面図等に表示する。
 - (ウ) 元栓が複数ある場合や、水の流れが複数に分流していることもあるので注意を

要する。

- エ 校内の電話の設置場所と番号を記入した図面の準備及び災害時優先電話の登録の有無を確認

(3) プールの貯水

消防水利として指定されているプール及び給水用として活用するプールは、常時、水を貯めた状態にしておかなければならない。(清掃等によりプールの水が使用できないときは、最寄りの消防署への連絡が必要である。)

(4) 停電等で校内放送ができないときの連絡方法の準備

- ア ハンドスピーカー、メガホン、可動式無線マイク・スピーカー設備等の準備
- イ 児童生徒が教職員の指示に的確に従うよう、日頃からの指導が重要

(5) 防災地図(ハザードマップ)の作成などによる地域の実状把握

ア 学区の交通機関の現況

学区内のバス等が交通不能になった場合の子どもの安全管理を維持するため、あらかじめその対応策の検討が必要である。

イ 通学路の危険箇所の把握

ブロック塀、自動販売機、石灯籠などの倒壊、広告・看板等の落下、障害物による道路の遮断、がけ崩れ、低地での浸水等、児童生徒の通学路には、地震発生時に危険が予想される箇所があるので、あらかじめ通学路の安全点検をしておく。

※「急傾斜地崩壊危険区域指定箇所図」などから、学校周辺におけるがけ崩れ等の危険性を把握する。

ウ 広域避難場所など自校以外の避難可能場所の把握

がけ崩れ、土砂崩れ、地割れ、火災、水道管やガス管の破裂、液状化現象、河川の護岸破壊などのため、自校が危険な状況になった場合に避難する広域避難場所をあらかじめ確認しておく。

エ 学校近隣の災害時応急給水拠点等の把握

大規模地震が発生し断水となったとき、給水拠点基地となる地区防災拠点で応急給水を受けることができるので、あらかじめ場所を確認しておく。

3 地域・町役場との連携と避難所について

(1) 避難所としての日常的な心構え

避難所となる学校については、次の点に留意すること

ア 避難所としての役割の理解

避難所として学校が負うべき役割等について教職員が理解しておく。

イ 地域の防災訓練や避難所運営委員会への教職員の参加

ウ 避難所に派遣される行政職員の把握

避難所は、災害の規模や状況に応じ、町長が開設し、地域住民に周知するとともに、行政職員が派遣される。

エ 防災備蓄庫の保管物資の把握等

(2) 町役場との連携

平常時からこのような災害時を想定して、町の防災所管課と意見交換を行っておく必要がある。

第2節 防災教育・訓練・研修の充実

(資料3「防災教育」参照)

1 防災教育の充実

(1) 防災教育の目的

ア 防災リテラシーの育成

防災教育は、自然災害の発生メカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制のしくみなどをよく理解し、災害時における危機を認識して、日常的な備えを行うとともに、的確な判断のもとに、自らの安全を確保するための行動を迅速に取れる能力を育成する。

イ 自助力・共助力の育成

児童生徒が、災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解することに加えて、①安全に関して自らの確に対応できる判断力や行動力(自助力)を身に付けさせ、②災害時に他の人々と助け合いながら困難な状況に立ち向かうとともに、自ら進んで災害ボランティアとして活動できるような態度や能力(共助力)を育成する。

ウ 人間としての生き方・いのちの大切さを考える力の育成

地域における大規模地震の歴史や他地域における災害の体験に学び、①いのちの尊さ、思いやりの心など人間としての生き方を考えること、②被災者の思いを共感する心を育てることなど、人間の生きることの意味、自分のいのちを守ることや、人間としての優しさについて考え学ばせる。

(2) 防災教育の内容の充実



※1、2についてはp41 参照

(3) 防災教育を進めるうえでの留意点

ア 年間指導計画の作成

イ 指導体制づくり

ウ 視聴覚教材、情報ネットワークの活用

内閣府、気象庁等の防災関係機関や、大学・研究機関、地震防災センター及び自治体が開設しているホームページへのアクセスによって得られる、タイムリーで豊富な資料・情報を防災教育の教材として活用する。

エ ボランティア活動の推進

児童生徒が体験を通して他人を思いやるというボランティアの基本となる心や地域社会活動等に進んで参加する態度を育てることができるよう、ボランティア活動の機会を設けるようにする。

オ 防災教育改善のための評価

防災教育は、児童生徒の生命や身体の安全に直接かかわるものであり、その目標を達成するための効果的な学習を展開することが大切である。このため、防災教育においても、評価を次の計画にフィードバックする「計画→実践→評価」のサイクルを着実に実行する。

2 防災訓練の充実

(1) 防災訓練の目的

ア 防災教育指導内容の実践的な理解の深化

イ 児童生徒の危機回避能力の向上

ウ 教職員の防災対応能力の向上

エ 地域防災力との連携の深化

(2) 防災訓練の充実

ア 防災訓練は、年間を通して教育課程の中に位置付ける。

イ 実施に当たっては、さまざまな災害を想定する。

(3) 防災訓練にあたっての留意点

ア 訓練は、多様な状況や方法を想定し、適宜選択して実施する。

【例】・災害発生時間帯の設定の工夫（授業時、休憩時、放課後、登下校時など）

・防災備蓄庫の発電機や簡易トイレなど防災用具の使用訓練（教職員）

イ 屋内消火栓、救助袋、消火器、担架など防災用具を積極的に活用して緊迫感、臨場感をもたせる。

ウ 教職員一人ひとりが役割分担や協力体制について理解を深め、的確な行動ができるようにする。

エ 実施後は、教職員の指示方法・安全点検・児童生徒の避難行動などについて必ず評価を行い、次回の訓練に反省点や改善点を反映させるなど、防災対策に具体的に生かす。

(4) 地域・家庭・関係機関・町役所との連携

ア 学校長・教頭のみならず、防災安全担当者、連絡調整者などが、地域の避難所運営訓練に参加し、地域の防災関係者と交流を深めることが望ましい。

イ 学校は、日頃から防災訓練の方針や計画について、保護者やPTA、町内会、自治

会、避難所運営委員会などに連絡し、理解を求めていく必要がある。

ウ 児童生徒の引渡し訓練などを通して、災害時の学校の対応や保護者の連絡先・連絡方法などを話し合うなど保護者との連携を密にしておく必要がある。

エ 学校は、消防署、警察署等に対して、災害が起こった場合に連絡すべき事項や協力を要する事項などについて、あらかじめ定めておく必要がある。

オ 防災訓練の際、実地の指導や講評等について、関係機関の協力を得る。

3 教職員の防災に関する研修の充実

(1) 研修の実施

研修テーマとしては、①学校の防災組織、②災害時における教職員の役割、③実践的な防災訓練の実施、④効果的な防災教育の充実、⑤子どもが自ら考え行動できる力を育てる防災教育カリキュラムの実践、⑥初期消火活動、⑦避難場所開設運営支援訓練、⑧中学生のボランティア活動への参加、⑨避難所運営委員会との連携⑩応急救護処置の技能の習得などが考えられる。

(2) 県・町が実施する研修

ア 安全教育に関する担当者等は、防災についての研修に参加し、研鑽に努める。

イ 地震発生時の心のケア対策を視野に入れた、学校教育相談等の研修の充実を図る。

第2章 大規模地震が発生した場合の学校の初期対応

第1節 大規模地震が発生した場合の初期対応

1 基本的対応について（概要）

	町の対応	学校の出勤 職員	学校における児童生徒等に対する措置
震度4又は 津波注意報	災害警戒本部未設置 事前配備第1 （準備体制） ・情報収集の把握に 必要な体制		
震度5弱、津 波警報又は 南海トラフ 地震臨時情 報（巨大地震 警戒）が発表 された場合	災害警戒本部設置 事前配備第2 （警備体制） ・被害状況の調査、 応急的な対処、指 定避難所の開設準 備に対応できる体 制	・学校長 ・教頭 ・学校長があ らかじめ 指定した 教職員等 （連絡調整 者）	1 在校時は、保護者引き渡し以外は、学 校待機を原則とする。 ※引き渡しにあたっては、あらかじめ、 方法を明確にしておく必要がある。 2 登下校時は、 (1) 安全確保し、最寄りの公園や空き地 など、安全な場所に避難する。揺れが おさまったら、安全を確認し、学校か 自宅か近いほうに避難する。（教職員 は学校周辺のパトロールを行う。） (2) 交通機関利用時については、関係 機関の責任者の指示に従う。 (3) 津波警報が発出されているときに は、できる限り高い場所（高台・指定 マンション等）に避難することを事前 に指導しておく。 3 登校前は、休校となるので指示がある まで登校せず、家族とともに行動する。

震度5強以上又は大津波警報(特別警報)が発表された場合	○災害対策本部設置 1号配備 (警戒体制) ・震度5強を観測した場合 ・被害状況の掌握、局地的な災害対処、指定避難所の開設に対応できる体制 2号配備 (非常警戒体制) ・震度5強を観測し、町内に大規模な被害が生じた場合 ・1号配備体制を強化し、拡大しつつある災害に対応できる体制 3号配備 (非常態勢) ・震度6弱以上を観測した場合 ・全職員をもって当たる完全な体制 ○避難所設置 ・町立小中学校6校他	・全教職員(原則として勤務校に全員参集する。) ・学校長を本部長とする「学校災害対策本部」を設置する。	1 在校時は、保護者引き渡し以外は、学校待機を原則とする。 ※引き渡しに当たっては、あらかじめ、方法を明確にしておく必要がある。 2 登下校時は、 (1) 安全確保し、最寄りの公園や空き地など、安全な場所に避難する。揺れがおさまったら、安全を確認し、学校か自宅か近いほうに避難する。(教職員は学校周辺のパトロールを行う。) (2) 交通機関利用時については、関係機関の責任者の指示に従う。 (3) 大津波警報が発出されているときには、できる限り高い場所(高台・指定マンション等)に避難することを事前に指導しておく。 3 登校前は、休校となるので指示があるまで登校せず、家族とともに行動する。
-----------------------------	--	--	---

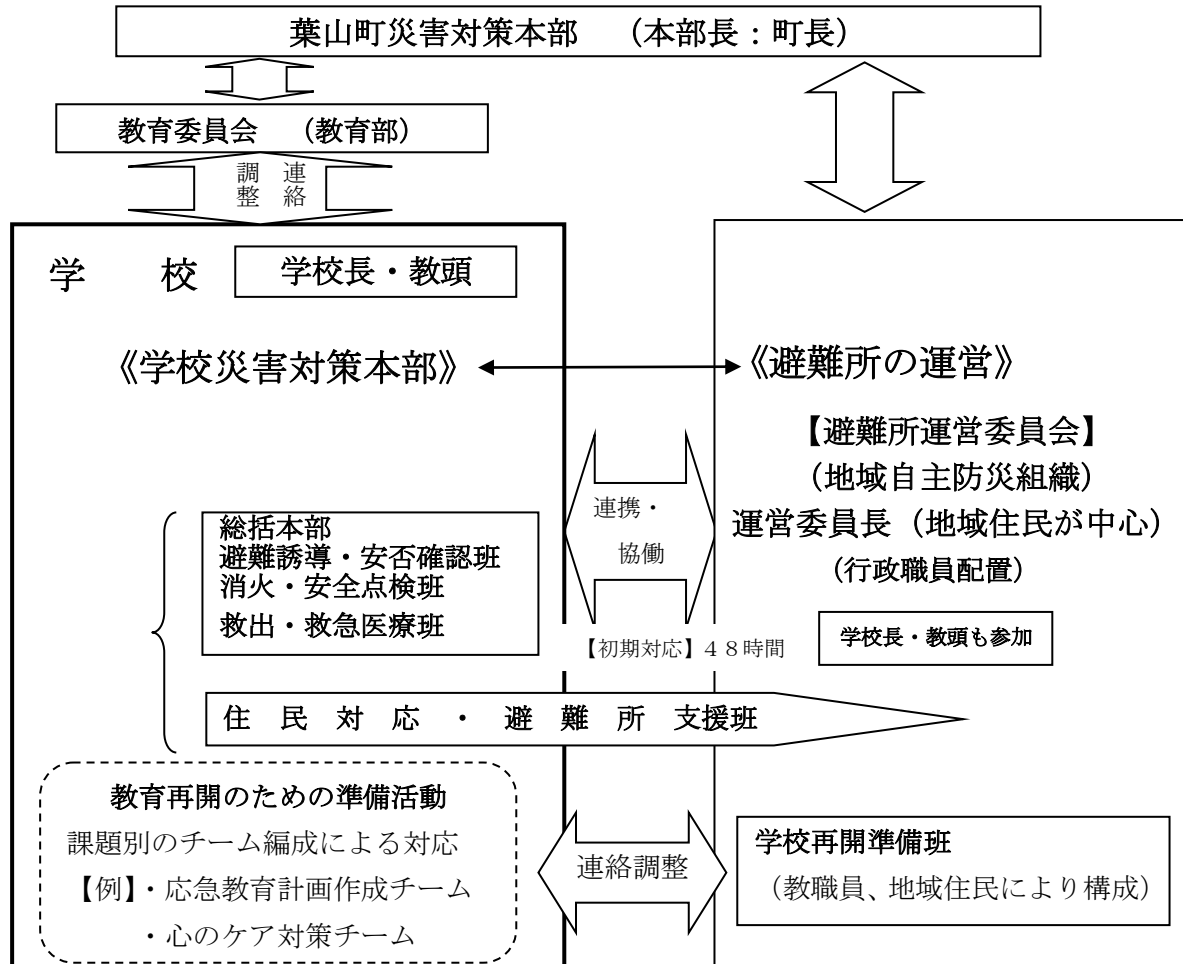
2 学校と避難所、教育委員会及び町災害対策本部との関係

学校は、大規模地震発生時には、避難所を開設することとなり、避難所運営委員会と連携・協働して避難所の運営の支援にあたる。教育委員会、町災害対策本部との主な連絡調整の項目内容は次のとおりとする。

- (1) 学校は、主に①児童生徒・教職員の安否確認、②学校施設の被害状況の把握と応急復旧対策、③教育施設の応急対策、④教材・学用品等の調達、⑤学校給食、⑥応急教育計画、⑦心のケア、⑧その他学校教育の再開に関することなど、学校教育に

関する全般的事項について、教育委員会との連絡調整を行う。

- (2) 学校は、①被害情報等の連絡、②避難所の開設・運営支援、③避難所の安全確保など、災害緊急対応・避難者対応に関する事項について、町災害対策本部と連絡調整を行う。



避難所開設におけるそれぞれの役割（参考）

区分	主 な 役 割
地域住民	避難所の運営、情報の受伝達、救護、食料等の物資の配布、避難場所での相互扶助など
行政	避難所の管理、避難所の安全性の確保、食料等の物資の確保、医療救護、情報の受伝達、町民生活の自立支援など
学校	避難所の開設・運営の支援、学校施設の管理、教育の早期再開など、 ※ 児童生徒の安全確保は、学校災害対策本部が中心となっていく

3 学校災害対策本部の設置

震度5強以上の地震が発生した場合（地震後大津波警報が発表された場合を含む）は、学校長は校内に学校災害対策本部を設置し、必要な情報の把握に努め的確な指揮にあたりるとともに、あらかじめ定めた班編成に基づき職員を配備に付け、地震防災応急活動を命ずるなどの初期対応（48時間）を行うこととする。その際、教職員の参集状況に応じて、あらかじめ定めた班編成を基本としつつ、弾力的な人員配置を行う。

(1) 学校災害対策本部の組織

本部長 ＝ 学校長	総括本部	○学校長、教頭及び各班長（又は代理者）を中心に教職員で構成する。 ○各班との連携のもと、校内の被災状況等の把握を行うとともに、町災害対策本部、教育委員会等との連絡にあたる。 ○被害の状況に応じて、避難所への避難や応急対策の決定など児童生徒、教職員の安全確保や避難所及び地区防災拠点の運営支援などの業務に関し、各班との連絡調整を行う。 ○非常持ち出し書類等の確認及び必要に応じて搬出を行う。 ○報道関係等への対応を行う。
	避難誘導・ 安否確認班	○地震の揺れが収まった直後、直ちに活動を開始し、児童生徒の安全確保、児童生徒・教職員の安否確認、負傷者の有無及びその規模の推定を行うとともに、避難の必要性を判断し、避難場所への避難誘導を行う。 ○クラス全員の安否を確認し、総括本部に報告する。 ○安全確認した児童生徒は、安全確認カード等によりチェックする。 ○就業時以外の時間帯に被災した場合は教育活動・授業の再開に向けて、児童生徒・教職員の家族の被災状況及びその安否を早急に確認する。 ○この班は、地震発生後速やかに行動を開始する必要があるが、特に、救出・救急医療班との密接な連携のもとに行動する必要がある。 ○児童生徒の保護者への引き渡しを安全・確実に実施する。 ○引き渡す相手が児童生徒の保護者又はその代理であることの確認と、どの教員が立ち会ったかの記録が必要である。
	消火・ 安全点検班	○火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。 ○校内の被害状況を点検し、安全を確認するとともに、避難場所及び避難路を確保する。 ○二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講じる。
	救出・ 救急医療班	○養護教諭及び救命・救急講習受講者等を中心に組織する。 ○建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出・救命にあたる。 ○避難誘導・安否確認班と密接な連携をとり、負傷した児童生徒・教職員や近隣から校内に運び込まれた負傷者の保護に努め、必要に応じて、地区防災拠点や病院など専門医療機関への搬送を行う。

※ 時点・状況の変化により適宜編成（初期対応48時間）

住民対応・ 避難所支援班	○学校が避難所となった場合、学校が避難所として円滑に運営されるよう、避難所運営委員会等との連携を図り、必要な支援を行う。 ○連絡調整者（県・町費正規教職員から3名）の指名 ①施錠②避難所として使用が可能なスペースを指定③立ち入り禁止区域の特定（ロープ張り）④管理職が到着時に報告⑤避難所支援⑥学校再開に係る業務
-------------------------	---

4 教育委員会への報告

学校は、地震時には、あらかじめ定めた方法により、適宜、被害状況等を報告する。

- (1) 第1次報告「地震発生時における被害状況等の報告」（資料4「FAX送信書」参照）地震発生後早期に報告
- (2) 第2次報告「大規模地震による被害状況詳細報告」（資料5「FAX送信書」参照）大震災後4～7日程度経過後が目安

- (3) 第3次報告「学校教育再開見通し報告」(資料8「FAX送信書」参照)
状況把握でき次第報告

第2節 大規模地震が発生した場合の対応行動

対応行動の例 突然、大規模な地震が発生した場合

1 授業中の場合(資料6「地震発生時の教職員の安全指導例」参照)

安全確保

教職員

○落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう指示する。

→ 的確な指示「頭部の保護」「机の下にもぐる」「机の脚を持つ」など

○使用している火気の消火、出口の確保に努める。

＜大きな揺れが収まったら＞

○電源を切り、ガスの元栓を閉める。

児童生徒

○机の下にもぐり、落下物等から身を守る。

○慌てて外に飛び出さない。窓や壁際から離れる。

○廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央に伏せ、ガラス等から身を守る。

○体育館では、できるだけ中央に避難する。(ただし、天井等の状況による。)

○グラウンドにいるときは、落下物を避けるため、速やかに校舎等から離れ、グラウンド中央に避難する。

避難誘導

教職員

○児童生徒の状況を速やかに掌握するとともに、名簿、引き渡しカード、ホイッスル等を携帯し児童生徒を安全な場所に誘導する。その際、便所、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる児童生徒の所在に十分留意する。

○児童生徒の不安の緩和に努める。

○火災場所及びその上層階の生徒の避難を優先する。

○隣接クラスが連携して避難し、集団の前後には教職員を配置する。

○落下物に注意し、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。

○避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。

→ 的確な指示「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」

○校内にいる人員を把握する。

○負傷者の有無を確認する。

○二次災害の危険が予想される場合は、直ちに安全な指定避難所(注1)に移動する。

児童生徒

※ 注1 P.41〔資料3-(1)指定避難所一覧参照〕

○防災頭巾等で頭を守り、荷物を持たずに上履きのまま行動する。

○避難の途中で教室等にもどったり、みだりに集団・隊列から離れたりしない。

○ガラスの破片で怪我をしないように注意する。

災害対策本部設置

教職員

○役割分担に従って行動を開始する。

○住民対応・避難場所支援班を設置し、避難住民への対応を開始する。

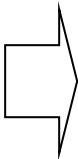
火元確認 ・ 設備点検	教職員	○出火を確認したら直ちに初期消火に当たり、延焼を最小限にとどめる。 ○理科室の薬品類は発火等の危険が大きいため、特に注意する。 ○校舎や校庭等で危険と思われる場所に、立ち入り禁止の張り紙やロープを張るなど、二次災害を防ぐ。
救出活動 ・ 応急救護	教職員・児童生徒	○養護教諭を中心に救出・救急医療班を編成し、応急救護にあたりとともに、地区防災拠点や医療機関と連携を図り、重傷者の搬送等を行う。 ○避難誘導・安否確認班、消火・安全点検班と連携して、行方不明者の搜索、救出活動を行う。 ○消防機関、消防団、避難所運営委員会の救出救護班など地域住民の協力を得て、建物の倒壊等により生き埋めになった児童生徒・教職員等の救出救助活動を行う。
情報収集 ・伝達	教職員	○町災害対策本部、地区防災拠点と密接に連携を取り、地域や通学路の状況（出火、倒壊、亀裂、出水など）の確認に努める。
状況に応じた生徒の下校 ・引渡し	教職員	○保護者と連絡を取り、状況に応じて生徒の引き渡しを開始する。 ○保護者と連絡が取れない場合は、学校で保護する。 ○下校する場合は、集団で行動するよう指示する。必要に応じて、教職員が引率する。
	児童生徒	○帰宅後は、学校の指示、家族との約束等に従って行動する。

2 放課後・登下校時の場合（学校内にいる場合は 上記参照）

児童生徒

安全確保

- 看板、家屋の外壁、高いビルの窓ガラスなど落下物等から身を守る。
- 最寄りの避難場所、あらかじめ定めてある避難場所、近くの公園や空き地 注2等、安全な場所へ、直ちに避難する。
- 登下校途中に地震が発生した場合は、最寄りの公園や空き地 注2など、安全な場所に避難する。揺れがおさまったら、安全を確認し、学校か自宅か近いほうに避難する。
*注2 一時(いつとき)避難場所:地震発生後、一時的に避難する場所。災害の規模、火災の状況など周囲の様子を見るための場所。各家庭や地域で選んでおく。
- バス等に乗車中の場合は、係員の指示に従う。



- 古い建物や建設中の建物、ブロック塀、石塀、自動販売機、地割れした道路、狭い道路、倒れた電柱、垂れ下がった電線、火災現場には近づかない。
- 崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等からは、速やかに遠ざかる。

- 家庭や学校と連絡ができる場合は、状況を報告するとともに、その指示に従う。
- 不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動する。

救出活動
・
応急救護

教職員

- 救出・救急医療班を養護教諭中心に編成し、応急救護に当たるとともに、地区防災拠点や医療機関との連携を図り、重傷者の搬送等を行う。
- 消防機関、消防団、避難所運営委員会の救出救護班など地域住民の協力を得て、建物の倒壊等により生き埋めになった児童生徒・教職員等の救出活動を行う。

情報収集
・伝達

教職員

- 町災害対策本部、地区防災拠点と密接に連携をとり、地域や通学路の状況（家屋の倒壊、火災の発生、道路の亀裂、出水など）の確認に努める。
- 特に、児童生徒の行動範囲が広がっているため、通学路上で被害の有無について情報収集に努め、状況によっては現地調査を行う。

状況に応じた生徒の下校・引渡し

教職員

- 保護者と連絡を取り、状況に応じて生徒の引渡しを開始する。
- 保護者と連絡が取れない場合は、学校で保護する。
- 下校する場合は、集団で行動するよう指示する。必要に応じて、教職員が引率する。

児童生徒

- 帰宅後は、学校の指示、家族との約束等に従って行動する。

3 校外学習・遠足・修学旅行等の場合

安全確保・避難誘導

教職員

- 看板、家屋の外壁・高いビルの窓ガラスなど落下物等から身を守るよう指示する。
- 古い建物や建設中の建物、ブロック塀、石塀、自動販売機、地割れした道路、倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。
- 海岸や海辺周辺、川岸、橋の上にいる場合には、津波のおそれがあるため、高台などの安全な場所へ迅速に避難する。津波の高さは10メートル以上のビルの高さとなって襲ってくることもあるので、十分注意する。
- 山間部にいる場合は、山崩れやがけ崩れ、落石が起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。
- 最寄りの避難場所など安全な場所に避難誘導し、児童生徒の状況を確認する。
- 電車・バス等に乗車中の場合や施設内では、係員の指示に従って行動する。
- 負傷者の有無を確認する。
- 児童生徒の不安の緩和に努める。
- 避難の際に援助を要する者への対応には十分に配慮する。

児童生徒

- 不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動する。

教職員

救出活動
・
応急救護

- 負傷者が発生した場合には、応急救護にあたるとともに、必要に応じて地元の消防署に通報し、医療機関への搬送を行う。
- 建物の倒壊等により児童生徒・教職員等が生き埋めになった場合には、地元の消防署、消防団等に救出依頼をする。

教職員**災害対策
本部設置
情報収集
・伝達**

- 現地の教職員は、携帯電話等で学校に連絡し状況を報告する。
- 状況によっては、現地の行政機関・消防機関等に状況を伝える。
- 学校は、携帯電話等により現地における被害状況の把握に努める。
- 状況によっては、現地に救助・応援のため職員を派遣する。
- 保護者にできる限り現地の情報を伝える。

4 休日・夜間など勤務時間外の場合**教職員****災害
対策
本部
設置**

- 教職員は、葉山町内での震度が5弱以上の情報を入手した場合、原則として勤務校に全員が参集し、校内に災害対策本部を設置する。
- 連絡調整者は、学校長・教頭が到着するまでの間、教育委員会や町災害対策本部、避難所運営委員会との連絡調整など地震発生直後の初期対応を行う。
- 職員室や放送室、体育館の放送室の鍵を開錠し、避難所運営委員会による町災害対策本部との情報伝達活動等を支援する。
- 避難所運営委員会からの要請に基づき、防災備蓄倉庫内の災害用備蓄物品の搬出など緊急対応を行う。
- 避難者を避難所へ誘導する。
- 学校長室、職員室、会議室、保健室、給食室等についてはそれぞれ特別な用途に使用するため、避難者の生活スペースとしては使用させない。
- 学校長・教頭が学校に到着した場合には、連絡調整者は、直ちに地震発生後に対応した措置等について報告する。
- 児童生徒・教職員の安否確認に努める。
- 施設の被害状況の把握に努めるとともに、危険箇所の立ち入り禁止措置を行う。
- 避難者の人数が多く、指定されている避難所のスペースだけでは不足が生じる場合には、事前に予定している教室の利用等について、避難所運営委員会と協議し、可能な場合には避難所スペースとしての利用に供する。
- 清掃用具は学校の備品等を貸与する。ガラスなどを処理できるゴミ袋を準備しておく。
(ガラス清掃に適した用具)
- 避難所として指定された場所のトイレだけでは対応が困難な場合は、校舎内の使用可能なトイレを指定して、避難所運営委員会を通じて避難者に周知する。
- 救出・救急医療班が編成された場合には、避難者の負傷者の応急手当を行う。

第3節 児童生徒の引き渡し**1 児童生徒の保護者への引き渡し（次頁「引き渡しマニュアル例」参照）**

- (1) 地震発生時における学校の対応など防災に関する計画を保護者に周知するとともに、児童生徒の引き渡しを円滑に行うため、緊急時の連絡カードを兼ねた引き渡しカードをあらかじめ作成し、その活用方策について具体的に協議しておくこと。(資料7「児童生徒引き渡し・緊急時連絡カード例」参照)
- (2) 非常時における児童生徒の引き渡しについて、保護者への情報伝達が確実に行えるような連絡手段を整えておくこと。

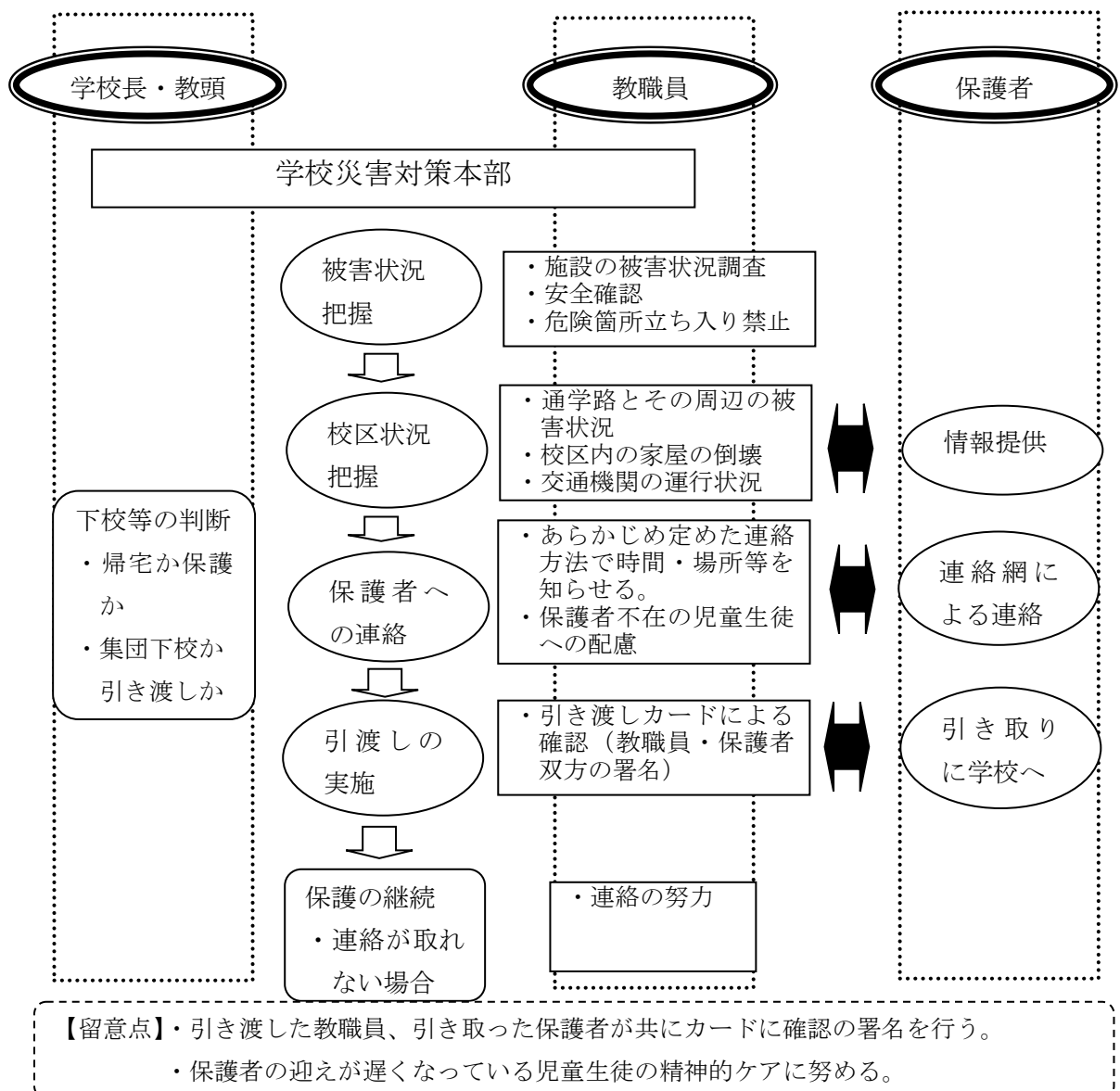
2 帰宅困難な児童生徒の保護体制

(1) 学校における対応

ア 引き渡しが終わるまで児童生徒を安全な場所に集め、その場から離れないように座らせて落ち着かせる。また教職員が必ず一人は側に付き添い、児童生徒に安心感を与える。

イ 電話回線の不通など保護者への連絡ができない場合、児童生徒の状況によっては自宅に送り届けることも考えられるが、自宅に家族が不在の場合は張り紙をし、引き取り者が来るまで学校で預かる。

〔引き渡しマニュアル例〕



第4節 学校施設等の安全点検

1 学校施設・設備の安全点検

(1) 被害状況の点検

二次災害の発生を防止し、早急に学校教育を再開するため、施設・設備の被害状況を点検し、必要な場合には、早期に専門家等による応急危険度判定を受ける。危険箇所にはロープを張り、立入禁止の標示をするなどの措置を講じる。

	学 校 の 対 応
安全確保	○ 学校施設・設備の安全確認を行うと同時に整理を行う。 ○ 理科室など特別教室の危険物の安全確認と応急処置を行う。 ○ 危険箇所の確認と立ち入り禁止区域の設定を行う。
ライフライン の点検	○ ライフライン（電気・水道等）が使用できるか点検し、必要な措置を行う。 ○ ガス会社の点検があるまでガスの元栓を閉めておく。 ○ 給水タンクの残り水は、断水の際の貴重な飲料水となるので、給水栓を閉じる。 ○ プールの水は多くの活用例があり生活用水としての使用方法も検討する。
復旧対応	○ 校舎が使用可能かどうか、専門家の調査結果を待つ。 ○ 施設・設備や備品等の被害状況を記録写真として残しておく。 ○ 教育委員会事務局と連絡をとり、被害報告及び復旧対応について協議する。

(2) 危険箇所の判定

ア 建物の危険度の判定は、専門家に任せなければならないが、壁の亀裂や天井からの落下物等による建物への立ち入り禁止の判断や指示は、原則として管理者である学校長が行う。

イ 平常時から施設・設備の状況を把握しておき、地震発生時にどこにどのような損傷が新たに発生したかを、速やかに発見できるようにしておくことが大切である。構造上の問題としては、柱・梁（はり）・壁の破壊である。

第3章 学校教育の再開に向けた対応

第1節 学校教育の再開のための準備活動

1 学校教育の再開のための準備活動

学校は、本来業務である学校教育の再開に向けて準備活動を行うことになる。

一方、避難所が開設されている学校では、学校教育の再開に関して避難者や地域住民などの理解が必要となるため、必要に応じて学校教育再開準備班を設置し、調整活動を行う。

- (1) 校舎の被害規模や程度等により状況は異なるものの、災害発生後3日程度経過した時点から、学校教育の再開に向けた準備活動を開始する必要がある。
- (2) 学校長は、学校における災害復旧対応状況や避難所における避難者受け入れ状況及び避難所の運営状況など全体的な推移を把握し、学校災害対策本部の組織・人員配置体制を見直し、学校の本来業務である学校教育の再開に向けた準備活動のための人員配置を行う。
- (3) 学校は、学校教育の再開に向けて必要となる総合的な準備業務を所管する。
- (4) 学校教育の再開に向けた準備活動は、住民対応・避難所支援班の活動に支障のない範囲内で全教職員によって行う。

2 学校教育再開準備班の設置

(1) 学校教育再開準備班の設置の趣旨

ア 学校長は、児童生徒の学習の場の確保等を円滑に進めるため、阪神淡路大震災における神戸市や東日本大震災等での事例を踏まえ、必要に応じて避難所運営委員会に学校教育再開準備班を設置し、避難者や地域住民の理解を得て、学校教育の再開に向けて取り組むことが重要である。

イ 授業再開に関わる業務については、学校教育法あるいは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨から、基本的に教育委員会・学校、教職員が担っていくことになる。

(2) 学校教育再開準備班の構成及び役割

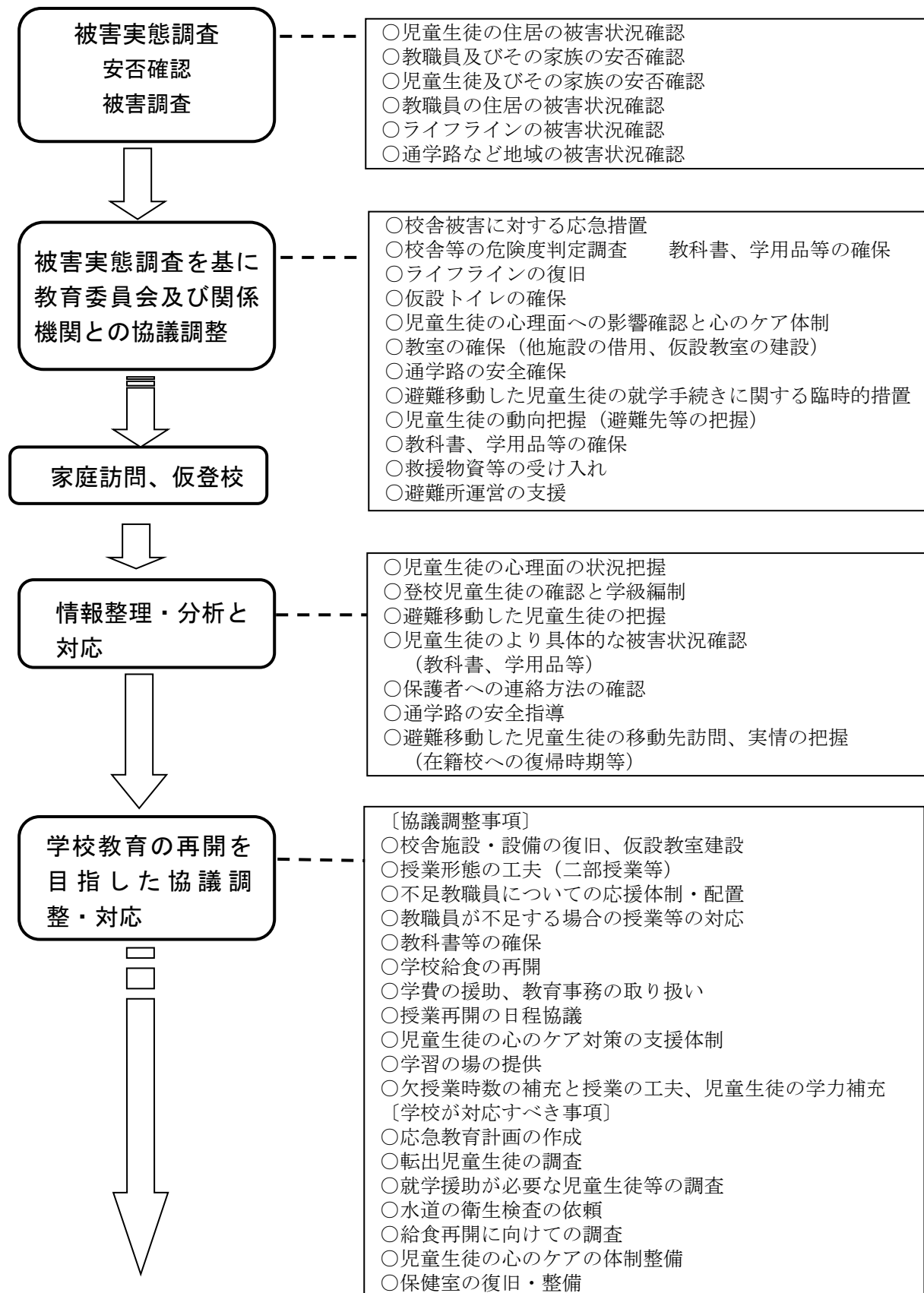
ア 構成メンバーは、学校長、教頭、教職員代表、避難所運営委員会代表及び保護者代表などとなる。

イ 学校教育再開準備班は、学校教育の再開にあたって、主に次の事項を中心に避難者や地域住民の十分な理解と協力を得て準備を進める。

- (ア) 学校教育の再開について、避難者や地域住民との話し合いの場を設定
- (イ) 避難者や地域住民へ、教職員による家庭訪問や仮登校日の実施等、学校情報の伝達
- (ウ) 避難所として継続して使用するスペースと学校教育の再開に当たって利用するスペースとの調整及び共同使用場所の設定

第2節 学校教育の再開に向けて

学校教育の再開に向けた対応の主な流れ



1 被害実態調査（安否確認・被害調査）とその対応

※ 教育委員会事務局への報告

- (1) 大規模地震による被害状況詳細報告（資料5「FAX送信書」参照）
- (2) 学校教育再開見通し報告（資料8「FAX送信書」参照）

2 被害実態調査を基に教育委員会及び関係機関との協議調整

3 情報分析・再点検等による実態把握

4 一斉家庭訪問実施による児童生徒の詳細な情報の把握

5 仮登校の実施

6 学校教育の再開を目指した協議調整

7 学校教育の再開の情報提供と地域住民の理解

第3節 学校教育の再開のための環境整備

1 応急教育を行う場所の確保等

- (1) 応急教育を行うための類型としては、①同一学校内の被災を免れた他の施設で再開、②最寄りの学校（葉山町地域防災計画「資料42」参照）又は公共施設で再開、③応急仮設校舎で再開などが想定される。

学習指導としては、学級の再編、2部授業制、隣接校との連携分散授業、校区内施設や他の施設利用などの工夫が必要となる。

各学校ではこれらの手法の多様な組み合わせによって、学校教育の再開を目指すことになる。

- (2) 学校長は、被害状況や復旧予定期間を勘案するなど各学校の実情に応じて、実施可能な範囲で応急教育活動を実施する。

2 学用品の給与・就学援助等

- (1) 学用品の給与

学用品の給与は、児童生徒の学習に支障を生じないように対応する。

ア 必要な教材・学用品については、基本的に通常、学校に備わっている教材等の有効利用により対応する。

イ 教育委員会は、災害救助法に定めるところにより学用品の給与を行う。

教科書の補給については、災害救助法の適用が行われた場合、義務教育諸学校の児童生徒に対して県から無償で給与される。

- (2) 児童生徒の就学機会の確保

被災した児童生徒への対応については、兵庫県南部地震や新潟県中越地震の際に、文部科学省から被災地域の児童生徒等の就学事務の弾力的な取り扱いについて通知されている。したがって、本町において同様の緊急事態が発生した場合には、同様の対応が必要となる。

※ 「平成16年新潟県中越地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保について」（文部科学省通知）

3 学校給食等の措置

学校教育の再開に向けた準備活動と並行して、教育委員会担当課と連携し学校給食の

再開についても準備をし、学校給食再開が可能な学校から逐次実施する。

- (1) 学校長は、教育委員会担当課と連携し学校給食の再開に備え、給食調理場、給食設備及び備品等の清掃と消毒を実施し、衛生検査を受けるとともに、栄養士及び給食調理員の健康診断を実施するなど、衛生管理に万全を期する。
- (2) 学校長は、学校給食を再開するに当たっては、児童生徒・教職員及び給食用物資の納入業者の赤痢その他感染症の発生状況を調査するなど、保健福祉事務所と連携して防疫対策に万全を期する。
- (3) 教育委員会及び学校は、物資の供給体制を確保して、学校給食の再開に努める。

第4節 応急教育計画の作成と学習支援

1 正規の授業再開前の応急教育計画の作成

(1) 応急教育計画の作成

学校教育の再開とは、授業を再開することである。しかし、大規模地震を体験した児童生徒は、ほとんどが初めての被災体験で深いショックを受けている。

このような状況を踏まえ、学校は、どのように授業を再開するかを検討するプロジェクトチーム「応急教育計画策定チーム」を編成するなどの工夫を図り、応急教育計画を作成する。

なお、教職員自身も被災し出勤できないなど教職員が不足する場合には、教育委員会と協議し、被害の軽微な近接校や町内他校等から応援を得るなどの対策を講じる。

(2) 応急教育計画の作成に当たっての主な留意点

- ア 平常時と同様な教育活動が行なえない場合も、可能な範囲の教育活動の維持、推進を図る。
- イ 登校する児童生徒等の人数に応じた応急教育を実施する。
- ウ 地域の実情を踏まえ、適切な応急教育を行なう。

(3) 児童生徒が集まる場の確保

授業の再開を望む保護者も多いが、児童生徒の置かれている心理状況に配慮した心の安らぎを与えることが必要なことから、学校教育の再開へのひとつのステップとして、ゲーム、読書、工作、絵画ができるコーナーなどの設置を検討する。

2 応急教育段階における学習支援体制の構築

- (1) 学習支援は、震災によって家族や住居を失うなど大きなストレスを受けた児童生徒の一人ひとりをよく観察して、その心を理解し、実態に即した愛情のこもった心のケアをすることから始めることになる。
- (2) 教室だけでなく教科書や文房具などが不足し、通常のような授業実施が困難な場合であっても、近隣の公園での青空教室やフィールドワーク、あるいは総合的な学習の時間や体験的な学習など創意工夫を図り実施することが大切である。
- (3) 家庭の生活環境の変化に伴い、学習環境が悪化している場合が多くあるため、教職員は、個々の児童生徒に対してきめ細かく声をかけ、日常会話の中で支え、個別指導による学習支援をすることが大切である。
- (4) 児童生徒が登校し、普段の心を取り戻して学習に取り組む姿勢を持たせるために

は、心のケアが重要であるため、保健室の機能を早期に回復させることも重要である。

第4章 心のケア

第1節 地震発生時における心のケア

1 地震発生時における心のケアの意義

(1) 災害と児童生徒への心理的影響

平成7年1月の阪神・淡路大震災以降、災害とトラウマ（心的外傷）の関係が注目され始めている。災害や事故が、児童生徒に対して、児童生徒自身の生命の危険をもたらしたり、家族や友達の生命が失われる悲惨な場面を目撃したりするなど日常生活とあまりにもかけ離れた体験を強いることで、強いストレスを感じることもあることが報告されている。そして、このストレスは程度の差こそあれ誰にでもおとずれることを忘れてはならない。

(2) 心のケアの意義

ア 心のケアとは、一般的には危機的事態に遭遇したために発生する心身の健康に関する様々な問題に対応し、その回復を支援する活動の総称である。

イ 心のケアでは、急性ストレス障害(ASD)に対応したり、外傷後ストレス障害(PTSD)の発症を予防したりすることが重要な課題となるが、危機的事態に遭遇した人々の様々なストレス反応や精神的な混乱からの回復、喪失体験の克服や生活再建への心理的援助なども含まれる。

ASD 地震発生直後から概ね1ヶ月以内。

PTSD 地震発生後より1ヶ月以降。ASDからの連続経過もありうる。

(引用 「DSM—IV」：「精神疾患の診断・統計マニュアル 第4版」アメリカ精神医学会)

ウ 心理的支援は、人間が本来持つ治癒力・回復力を引き出すことに主眼がおかれ、身体的・精神的・生活的な問題の解決を支援し、肯定的な生活や人生が送れることを目指す。

(3) 心のケアと学校の役割

学校は、児童生徒の心のケアに関する情報をあらかじめ収集し、防災対策の一環として、教職員の心のケア研修の実施など対策を準備しておく。また、地震発生時には、教職員が個々の児童生徒に対して適切に対応するとともに、保護者にも心のケアに関する適切な情報を伝えることなどによって、学校・家庭・地域が連携して、児童生徒の心理的支援を行う。また、学外の専門機関、医療機関等と連携を密にするなど、災害後の児童生徒を支えてくれる人々のネットワークを築く工夫を図ることも大切である。

2 地震発生時における子どもの心のケアの基本的理解

(1) 時系列による児童生徒の状態の特徴とその主な対応ポイント

急性ストレス反応期 (災害から2～3日後)

●通常、数時間から数日以内でおさまる。著しい重篤な一過性の症状が生じる時期

<症状> 抑うつ、不安感、絶望感、過活動、ひきこもり等

○対応のポイント

- ・子どもの安全を確保する。
- ・近くの避難場所へ移動する。
- ・外傷などの身体的問題の手当てをする。
- ・水や食物の確保をする。
- ・災害の暴露度（被害の大きさ）によるケアの優先順位を決定する。

身体症状期 (災害から1週間程度)

●強いストレスが加わると、1週間ほどで身体に種々の変化、変調が生じる時期

<症状> 頭痛・腹痛・食欲不振・吐き気・嘔吐・高血圧等の身体症状

○対応のポイント

- ・身体的諸検査を行い、必要な処置をする。
- ・既往症をチェックし、症状の悪化に注意する。
- ・原則として、受容的・支持的に対応する。

精神症状期 (災害から1ヶ月程度)

●集中することが困難になり、イライラしたり、些細なことにも怒りやすくなったりする。

●多弁・多動となり、相手に対して些細なことでも攻撃的となる。

●うつ状態、また、何をすることも億劫になったりする人もいる。

●災害時に家族と死別したり、自分の大事にしているものを喪失したり、家が崩壊したり、助けを求めている人を助け出せなかったりした経験をする、自分だけが生きることと罪悪感を持つ等、うつ感情が強まり、時には自殺念慮が生じることもある。

●うつ状態になる場合、そう状態になる場合、両者をあわせもち、時にはうつ状態になり、時にはそう状態に転じる人もいる。

○対応のポイント

- ・子どもの訴えをよく聞く。
- ・言葉かけを多くして、子どもの意思を尊重しながら簡単な手伝いをさせる。
- ・必ず元の状態に戻ることを子どもに伝え、安心させる。

外傷後ストレス障害 (PTSD) (災害から一ヶ月以降)

外傷後ストレス障害 (PTSD) とは、災害後 1 ヶ月以上経過しても、次の症状が認められる場合をいう。

災害を持続的に再体験する症状	☐ 災害のことを思い出すような行動や遊びを繰り返す。 ☐ 災害の夢や怖い夢をみる。 ☐ 突然災害のことを思い出したり、頭に浮かんできて怖さを感じたりする。 ☐ 災害を思い出すようなことがあると緊張したり、ドキドキしたりする。
災害に関連した刺激を回避しようとする	☐ 災害のことを思い出したくない。 ☐ 災害を受けた場所や状況を回避する。
覚醒レベルの亢進した状態	☐ 寝つきにくい。 ☐ かんしゃくを起こしやすい。 ☐ 集中しにくい。 ☐ 警戒心が強くなる。

○対応のポイント

PTSDには、程度の軽いものから重症まで認められる。重症の場合は精神科医等の専門家と連携して対応する必要があるが、原則的には次の点を守って対応する。

なお、症状は現れたり、一時的に消失したりすることもあり、長期間の持続的な観察とケアが必要となる。

3 心のケアにあたる際の基本的な姿勢

(1) 震災後の児童生徒と接する時、教職員が気をつけることは次のような点である。

- ア 大人・教職員自身が落ち着いていること
- イ 子どもの話をしっかり聞く
- ウ 正確な情報を伝える
- エ 身体の手当てをする
- オ ひとりぼっちにしない
- カ 子どもを叱らない
- キ ふだんの生活を取り戻す

(2) また、話を聞く姿勢として、次の点に留意する。

- ア よく耳を傾ける
- イ 聞くための十分な時間をつくる
～腰を据えて、じっくり話を聞くことが大切
- ウ 相手の立場に立ち、共感を持って対応する
- エ 声の調子に気をつける
～声の高さや大きさは、話し手の心理的・精神的な態度を表現する。
相手に不快感を与えないように注意することが大切
- オ 問題の原因を決めつけないようにする
- カ 一番つらいのは、本人であることを受け入れる

(3) 励ますつもりが逆効果、被害を受けた人を傷つける言葉に気をつける

★被害を受けた人を傷つける言葉

- ア 自分は今以上には頑張れないと感じ落ち込んでしまうなど、逆効果となる場合
例. 「がんばれ」
- イ 悲しい時には泣いていい、元気を失っていいというのが原則なのにこれに反する場合
例. 「あなたが元気にならないと、亡くなった人もうかばれないですよ」
「あなたが泣いていると、亡くなった人が悲しみますよ」
- ウ 誉めたつもりで言われることが多いが、生きている自分を非難されたように受けとめられる場合
例. 「私なら耐えられないと思います」
- エ 経験していない人に言われたくないと相手に感じさせる場合
例. 「命があったんだからよかったと思って」
「家族もいるし、幸せなほうじゃないですか」
「このことは無かったと思ってやり直しましょう」
「思ったより元気そうですね」

4 学校における日常の取り組み

(1) 「心のケア」計画策定

各学校においては、地震発生時における心のケア活動を円滑に進めるため、あらかじめ防災対策の一環として、「学校防災計画」のなかに心のケアについて、日常の教職員研修計画や地震発生時における心のケア活動推進体制を定めておくことが重要である。

策定にあたっては、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、又は、教育研究所などの関係者と十分協議することが大切である。

(2) 「心のケア」について校内研修実施

支援部が中心となって、教職員全員対象の心のケアの校内研修を必ず年1回は実施できるよう計画する。

(3) 「心のケア」についての体制整備

(4) 関係機関との連携

日頃から、児童生徒指導や保健指導、医療対応、また研修の機会を通じて、教職員は、学校医、町教育研究所、町福祉課・子ども育成課や児童相談所など専門機関との連絡相談体制を密にしておくことが重要である。

5 地震発生直後から学校教育の再開までの対応

(1) 心のケア計画に基づく対応

地震発生時に学校は、あらかじめ定めた「心のケア計画」を基本に、児童生徒の心身の健康状態をいち早く把握し、問題解決のための的確な対応策を講ずる。

(2) 心のケア推進チームの設置

ア 地震発生時の児童生徒の心の健康問題への対応を適切に行なうためには、全教職

員体制で対応する必要があることは言うまでもない。

しかし、地震発生時に心のケア対策を推進するためには、心のケア活動推進のためのプロジェクトチームとして「心のケア推進チーム」を早期に編成し、強力に対策推進を図れるような体制を構築することが重要である。

イ 心のケア推進チームは、小学校では、教務主任、教育相談コーディネーターや養護教諭などが中心となって、中学校では、教育相談コーディネーター、生徒指導担当や養護教諭などが中心となって、構成することが想定される。

ウ スクールカウンセラー、町教育研究所、町福祉課・子ども育成課や児童相談所などの専門機関や医療機関（学校医も含む）との連携体制もできる限り確保しておくことが望ましい。

(3) 全教職員による心のケア体制の構築

(4) 家庭訪問等による児童生徒の心身の状態把握

ア 学校教育を再開させるまでは、家庭や避難先における児童生徒の心の状況の把握に努める。「心のケア」を名目とすると児童生徒への大きな負担になるおそれもあるため、「様子を見に来ました。学校の様子を伝えに来ました。」というような名目が望ましい。

イ 震災が児童生徒の心身の状態にどのように影響しているかを把握するためには、家庭訪問や学校外での活動における観察のほか、状況によっては、質問紙を用いたアンケート調査等を実施することも考えられる。但し、アンケートの実施にあたっては、被災体験の再体験、追体験にも繋がる可能性もあり、心的外傷の固定化になる可能性もあるため、慎重に考えなければならない。アンケートの項目を基準にして教員が子どもの行動観察をしたり、話を進めたりすることに十分活用できる。

ウ 家庭訪問で見受けられた児童生徒の状態については、「心のケア推進チーム」などが報告を集約し、学校として、児童生徒にどのように対応すべきか検討し、具体策を全教職員に周知する。また、この際、特に配慮すべき児童生徒を把握することも重要である。

(5) 家庭への心のケア情報の発信（保護者説明会等の実施）

ア「学校だより」「保健室だより」など印刷物を保護者に配布することなどにより、児童生徒の心に起こる可能性のある症状や反応、家庭でそのような症状や反応が観察された場合に保護者がとるべき対応、学校が行なおうとしている今後の活動の計画・予定などの情報を提供することが重要である。

イ 災害発生後の出来る限り早い時期に、保護者説明会を実施し、情報の提供に努めることが重要である。

保護者説明会では、学校教育の再開についての情報提供のほか、今後予想される児童生徒の反応等についての説明、保護者の不安等に関する質疑応答を行うことが重要である。

ウ 保護者説明会には、スクールカウンセラーなど「心のケア」についての専門家の協力を得ることが望ましい。

6 学校教育の再開後（発災直後から1か月後が目安）の対応

発災から1か月程度経過し、学校教育が再開された状況下では、災害復旧の進捗状況などにもよるが、児童生徒の心理的状況は、保護者や地域の人々との交流、教職員とのかかわりなどにより、改善の方向に向かうことが想定される。

しかし、児童生徒の心の状態は、外見からのみでは判断しにくい面が多くあり、また、震災から数年経っても、何らかの原因でフラッシュバックを起こし心身に症状が出る場合もある。

したがって、大震災に遭遇した児童生徒に対しては、長期にわたり教育的配慮が必要となる。そのために、心のケア推進チームが、引き続き中心となって、経過観察や継続的な健康調査を実施するほか、校内研修の継続的实施など長期的な支援体制の確立を図る必要がある。

（1）心身の健康状態の実態把握

心身症状・反応を把握するための方法としては、児童生徒の様子直接的な観察、保護者との話し合いによる間接的観察、及び質問紙を使った調査等の方法がある。

ア 児童生徒の行動の直接的な観察

児童生徒の授業中や休み時間等の活動等の観察により得られる情報

イ 児童生徒の行動に関する情報

家庭訪問の際などに得られる保護者からの児童生徒の行動等に関する情報

ウ 質問紙によるアンケート調査（「心身に関する健康調査」など）の実施

（ア） 質問紙による調査は、発災から1か月程度経過した時期に実施すると効果的である。

（イ） 質問紙による調査は、1回限りではなく、複数回のデータを比較することが大切である。

（ウ） PTSDには、災害後約6か月以降になって顕著になる遅発性PTSDが存在することが知られている。

※ 家庭訪問の際のアンケートと同様に慎重に考え、質問紙調査を行う目的や得られたデータをどのように活用するか等について、保護者・児童生徒に詳しく説明し同意を得ること。

エ 保健室の来室状況

養護教諭は、保健室へ来室する児童生徒の様々な様子から、児童生徒の心身の健康状態等を把握することができる。

（2）個別相談の実施とその体制

個別相談に当たっては、心のケア推進チームを中心に、学級担任、教育相談コーディネーター、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー等とも連絡を取り合いながら、相談を行なうことが大切である。

※ 相談を受けるにあたっては、「共感」と「妥当性を認めること」を原則とする。

（3）学級での取り組み

学校教育の再開後の児童生徒の心のケアの方法として、各学級での取り組みがあるが、児童生徒の発達段階や置かれている心理状況等によって、学級における活動やグループによる話し合い等多様な手法が存在する。

(4) 心の健康に関する教育の実施

保健教育や保健管理と連携し、心の健康に関する教育を実施し、災害時の児童生徒の心の変化等について説明し、自身の心理状況を理解させることも重要である。

7 専門家の援助が必要なとき

一例として、次のようなチェックリストで7つ以上が当てはまる場合は、専門家に相談に行くことも必要である。また、死について関心を強くしていると思われる場合や、自殺の可能性が考えられる場合などは、すぐに専門家の援助を得ることが急務である。

チェックリスト

- ① 災害が起こる一年以内に家族の一員が亡くなったり、子どもがケガや事故で入院したり、両親が別居または離婚をしたことがある。
- ② 災害後、避難場所の生活が一週間以上続いた。
- ③ 両親や家族と離れ離れの生活が一週間以上続いた。
- ④ 全く言うことを聞かなくなった。
- ⑤ 両親や家族の一員が亡くなったり、大ケガをしたり、または子どもが大ケガを負った。

災害後三週間以上にわたり、災害前には見られなかった以下の症状を示しているか。

- ⑥ 悪夢にうなされる
- ⑦ 注意力低下・散漫
- ⑧ 些細なことにいらいらし、すぐ怒る
- ⑨ 赤ちゃん返り（一人でトイレに行けない、赤ちゃん言葉、指しゃぶり等）
- ⑩ 吃音やチック
- ⑪ しつこく大げさな不安や恐怖
- ⑫ 頑固・強情
- ⑬ 脅迫的行動や儀式（手を洗う、窓が閉まっているかいつも気にする等）
- ⑭ 睡眠障害（なかなか眠りに落ちない、すぐに目が覚める等）
- ⑮ 継続的な身体症状（頭痛、腹痛、めまい、嘔吐、発熱等）
- ⑯ 気分が常に落ち込んでいる、すぐ泣く
- ⑰ 災害前までは好きだったことをしない

8 教職員の心の健康

大震災後に教職員は、児童生徒の安否確認、学校教育の再開のための対応ほか、再開後もそれまでに経験しない困難な状況に直面することが想定されます。しかも、教職員自身も被災者でありながら、児童生徒に対応するという厳しい状況もあり得ます。教職員は、互いに助け合い、励まし合いながら、その困難な状況に対応しますが、自分自身も無力感、悲嘆、孤独感に襲われ、睡眠不足などにより疲労が積み重なることも考えられることから、学校は、教職員自身の心のケアにも十分配慮する必要があります。

普段の30%、50%位の力でしか臨めないことを自覚し、相互のサポートを形づくり、周辺自治体等からのオフィシャルな応援、ボランティアなどを活用して教職員自身がバーンアウトにならないようにしていくことが望まれる。

第3部 風水害対策編

第1章 日常における学校防災対策

第1節 町地域防災計画上の学校の位置付けと実情把握

1 町地域防災計画における自校の位置付けの確認

「葉山町地域防災計画 風水害等対策計画編」において、教育委員会が所管する学校及び社会教育施設が避難所に指定されている。

2 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所等による地域の実情把握

(1) 学区の交通機関の現況

学区内のバスが運行不能になった場合の子どもの安全管理を維持するため、あらかじめその対応策を検討しておく。

(2) 通学路の危険箇所の把握

児童生徒の通学路には、台風接近による暴風雨や集中豪雨、河川の氾濫等により危険が予想される箇所がある。家屋の倒壊、広告・看板等の落下、障害物による道路の遮断、がけ崩れ、低地での浸水等、あらかじめ通学路の安全点検を実施し、必要があれば通学路の変更を含めて検討する。

(3) 学校立地の地理的特徴による危険性の把握

学校周辺におけるがけ崩れ、河川の氾濫による浸水等の危険性を把握し避難場所を確認する。

(4) 広域避難場所など自校以外の避難可能場所の把握

がけ崩れ、河川の氾濫などのため、自校が危険な状況になった場合に避難する広域避難場所をあらかじめ確認しておく。

第2節 学校としての事前対策

1 児童生徒への事前対策

(1) 学校は児童生徒に対して風水害に対する心構え、知識、緊急対処の方法等について指導する。

(2) 学校長は、あらかじめPTAと協議し、緊急時に保護者と連絡する方法、登下校時の安全経路、児童生徒の保護措置などについて定めておくこととする。

2 避難所としての事前対策

学校長は、所属職員の緊急連絡体制を整備するとともに、町の防災主管課など防災関係機関との連携体制を確認する。

(1) 鍵の保管等について状況確認

避難所に指定されている学校にあっては、体育館など収容施設の安全点検を行なうとともに、校門、体育館、体育館の放送室、防災備蓄倉庫、校舎、職員室などの鍵の保管等について町防災主管課と事前に確認しておく。

(2) 防災備蓄倉庫の活用についての協議

学校長は、防災備蓄倉庫の活用について町及び避難所運営委員会と事前に協議しておく。

(3) 学校長等の緊急連絡先情報の町への提供

災害の規模や状況に応じ、町の防災担当主管課から学校に対して避難所開設について緊急連絡を行うことが想定されるため、夜間・休日でも確実に連絡できるよう、学校長・教頭の緊急連絡先について教育委員会へ報告する。

第2章 風水害時における学校の対応

第1節 児童生徒の措置等

1 登校前・登校後の対応

風水害等の警報が発表された場合の葉山町立小中学校の対応については、原則、次のとおりとするが、各学校は立地条件等を十分考慮して適切な対応をとる必要がある。

1 暴風警報、暴風警報＋大雨警報・大雪警報等発表の場合				
警報内容		状 況	学 校	各 家 庭
○葉山町に、次の警報が発表されているとき ◇暴風警報 ◇大雨警報+洪水警報 ◇暴風雪警報 ◇大雪警報	在宅時（登校前）	午前6時半現在、テレビ・ラジオ・気象情報（177）で、左記の警報が発表されている場合	臨時休校	登校させないで下さい。
	在校時（登校後）	教育委員会と学校長会長の協議にもとづき、学校は警報解除後もしくは適切な時機に下校を実施します。	学区の状況を把握し、引き渡し又は一斉下校で対応します。	安心メールやその他の方法で家庭へ連絡します。なお、下校が困難な児童生徒は安全のため学校待機とします。
2 その他の警報や注意報の発表の場合				
発表内容		状 況	学 校	自 宅
○葉山町に、その他の警報や注意報の発表	在宅時（登校前）	地域状況や通学路の安全を考えて登校させてください。	通常通り授業実施	通学路や自宅の状況等により、ご家庭の判断で遅刻・欠席する場合は学校へ連絡して下さい。この場合は欠席にはなりません。
	在校時（登校後）	地域状況や通学路の安全を確認し、学校で判断します。	学区の状況を把握し、引き渡し又は一斉下校で対応します。	安心メールやその他の方法で家庭へ連絡します。下校が困難な児童生徒は学校待機とします。

※ 学校が臨時休校措置等の対応を行った場合は、当該措置状況について、教育委員会に報告する。(資料10「FAX送信書」参照)

2 児童生徒に対する特別措置に関わる出欠の扱い

- (1) 全校休業措置をとった場合
「臨時休業」に該当し、「授業日数」を減ずる。
- (2) 一部休業措置をとった場合
 - ア 同一学年の全学級が同じ日に休業措置をとった場合
「臨時休業」に該当し、「授業日数」を減ずる。
 - イ ある学級に限り休業措置をとった場合
「出席停止・忌引等」に該当し、「出席しなければならない日数」から減ずる。
- (3) 「家庭の判断」という措置（個人が休んだとき）をとった場合
「出席停止・忌引等」に該当する。
- (4) 登校時間の繰り下げ措置、下校時刻の繰り上げ措置をとった場合
「出席」の扱いとする。「遅刻」又は「早退」扱いにはしない。

第2節 学校の施設管理者としての対応

1 施設管理者としての事前対応

学校長は、風水等による災害を未然に防止するため、校舎内外の危険箇所を事前に点検し、必要な措置を講じる。

2 重要書類、危険薬品類等の安全保管

学校長は、重要書類、教材備品類、理化学実験用危険薬品類等の安全保管と非常持出について準備し、被害を最小限にする。

3 給食施設の事前対応

- (1) 移動可能な機械器具類及び取り外し可能なモーター電気器具を安全な場所に移動させる。釜その他についても、できるだけ災害を受けないように適宜措置を講ずる。
- (2) 在庫物資を安全な場所に移動させる。

4 衛生管理体制の確保

- (1) 各学校は、学校長を中心とした救急班及び防疫班を編成し、学校における衛生管理を徹底させる。
- (2) 衛生機材については、台風による災害を受けることのないよう安全な場所に移動させる。

第3節 避難所としての対応等

1 学校長、教頭及び教職員の参集

- (1) 夜間・休日等の避難所開設の場合
夜間あるいは休日等に町の防災担当主管課（防災安全課）から学校教育課長を通して避難所開設についての緊急連絡があった場合、学校長及び教頭は直ちに勤務校に参集し、避難所の開設等に必要な業務を行う。
- (2) 学校施設に災害発生の恐れがある場合の参集
災害が発生又は発生する恐れがある場合、教職員は学校長の指示により参集し、学

校施設の被害状況の確認など必要な業務を行う。

第3章 学校施設等が災害を受けた場合の対応

第1節 風水害時の応急対応

1 学校施設の応急対応

- (1) 学校施設が災害を受けた場合、学校長は速やかに被害状況等を教育委員会に報告する。
- (2) 教育委員会は、被害状況等について、町災害対策本部長（町長）に報告する。
- (3) 町災害対策本部長は、当該報告等により応急措置の必要があると認めたときは、「災害発生時の応急対応に関する協定」に基づく機関の協力を得るなど必要な措置を講ずる。

2 児童生徒の措置と応急教育の実施方法

- (1) 応急教育等の措置
 - ア 学校長は、被害状況に応じ、学校防災計画に基づき、児童生徒の安全を最優先した適切な措置を講じる。
 - イ 学校長は、被害状況を考慮した上で、可能な範囲で教育活動の実施を図る。
 - ウ 教育委員会は、被害を受けた学校の事態を検討し、被災した児童生徒数に応じて収容対策を講じる。
 - エ 教育委員会は、災害救助法の定めるところにより、学用品の給与を行なう。
- (2) 応急復旧措置
 - ア 学校長は、被害を受けた箇所を点検し、児童生徒の安全を確保するために必要な措置を講じる。
 - イ 教育委員会は、学校施設の応急復旧措置とまたは並行して、復旧した施設又は仮設校舎等へできるだけ速やかに児童生徒を収容し、平常の教育形態に近づけるよう措置する。

3 教材、学用品等の調達等

- (1) 応急措置

災害を受けた学校における教材や学用品等については、教育委員会が実態調査を行い、学校管理運営用、事務用及び教育用として必要な物品類等を調達するとともに、児童生徒の救援のため、必要に応じて被害救助法の適用手続きを行う。
- (2) 応急復旧措置

災害を受けた学校における設備等の復旧は、諸復旧計画と併せて処理する。

4 学校給食等の措置

- (1) 応急措置
 - ア 教育委員会は、給食施設・設備及び給食用物資の納入業者の被害状況を速やかに把握し、必要に応じ、学校給食の献立変更または中止などの措置をとる。
 - イ 学校長は、被害状況が判明した後、具体的な復旧計画を立て、できるだけ速やかに学校給食を再開する。
- (2) 応急復旧措置

ア 学校長は、給食調理場及び給食設備等の清浄、消毒を行なうとともに、保健福祉事務所と連携して衛生管理の万全を期す。

イ 学校長は、児童生徒、教職員及び給食用物資の納入業者の赤痢その他の感染症の発生状況を調査するなど、保健福祉事務所と連携した防疫措置を講ずる。

ウ 学校長は、教育委員会及び学校給食会と連携して学校給食を再開する。

5 学校の衛生管理

- (1) 授業再開に備え、浸水校にあつては、学校内全部、また浸水を免れた学校にあつては、トイレ、給食施設その他防疫上必要な箇所の消毒を行う。
- (2) 災害を受けた後の感染症の発生に留意し、その発生があつた場合は、速やかに保健福祉事務所に届け出て、適切な処置を講ずる。

第4章 学校教育の再開に向けた対応

【第2部 地震災害対策編

第4章 学校教育の再開に向けた対応】と同様

第5章 心のケア

【第2部 地震災害対策編

第5章 心のケア】と同様

第4部 その他の対応

第1章 避難所の開設について

第1節 避難所活動について

避難所活動については、これまで原則として行政が担うものと言われてきました。しかし、災害発生時には、行政が果たすべき応急対策活動の遂行が困難な場合も想定されることから、町職員や施設課管理者等職員だけでなく、避難者や地域の自主防災組織（町内会・自治会）、自主防災リーダーなど、避難所運営委員会を中心とした自主的な避難運営をめざすものとし、町職員や施設課管理者等職員は、避難者が必要とするニーズに対する支援や避難所内での調整、災害対策本部との連絡調整など、後方支援的な役割を担当します。

1 避難所の開設が必要となる状態

- (1) 避難所に指定された施設^{注1}の施設管理者等職員^{注2}は、震度5強以上の地震が発生したとき又は発生したと思われるときは、災害対策本部長の指示を待つことなく速やかに避難所開設の準備をする。

なお、震度5弱以下の地震の場合でも、被害の状況により町の災害対策本部長が避難所を開設することを必要と認めたときは、その指示に従い開設する。

（注1．葉山町立小中学校6校他

注2．学校長等）

- (2) 住民は緊急に避難する必要があるときには、町による開設を待つことなく避難者による避難所運営委員会を設置し避難所を開設する。
- (3) 避難所を開設した者（施設管理者等又は自主防災組織等）は、開設した旨を町の災害対策本部に連絡する。

2 避難所の運営管理（詳細は各避難所運営委員会作成の対応マニュアル参照）

避難所の運営管理は、町職員、施設職員、教職員、自主防災組織、ボランティア等の相互協力のもとに、避難所毎に作成されている対応マニュアルに沿って実施する。

※ 町内4小学校区に自主防災組織を中心に避難所運営委員会が設立され、災害に備え訓練等を実施している

- (1) 管理責任者は原則として、施設の管理者とする。
- (2) 管理運営上の留意事項
 - ア 障害者、傷病者、高齢者、乳幼児等災害要援護者への対応を優先する。
 - イ 保健師等の巡回、健康相談及び医療救護活動と連携した健康管理を行う。
 - ウ 防疫活動による伝染病の発生防止等衛生管理を行う。
 - エ 個人、家族のプライバシーを尊重する。
 - オ 暖房器具、防寒衣料等冬期間も考慮する。
- (3) 施設職員等の役割
 - ア 情報収集と伝達（避難所活動の方針決定に資する事項等）
 - イ 避難者の把握
 - ウ 非常用食料、生活物資の配給については、事前に町災害対策本部の指示を受けて実施する。
 - エ 自主防災組織等の役割
 - 自主防災組織等が中心となり避難者が自ら避難所の運営に当たる。
 - オ 広報活動
 - カ 給水活動
 - キ 給食活動
 - ク トイレの使用
 - ケ その他避難者の生活支援

第2節 避難所開設における学校・教職員の役割

1 教職員による避難所運営支援

- (1) 大規模災害発生時において教職員は児童生徒の安全を確保するとともに、学校長を中心として学校教育活動の早期正常化を図ることが第一義的な役割である。しかし、学校が避難所となった場合には、町長の指揮下で行われる災害応急対策が円滑に行われるよう、教職員は避難所運営に協力する。
- (2) 教職員が、学校長の指示に基づき、避難所の管理運営業務に従事した場合は、当該学校の管理業務の一環を担っているものと考えられるので、教職員の職務の一部として取り扱うことになる。

2 連絡調整者の役割（休日・勤務時間外における初動対応）

（1） 連絡調整者の基本的役割

連絡調整者は、南海トラフ地震発生後の巨大地震警戒又は注意等臨時情報や葉山町内での震度が5弱以上又は津波警報・大津波警報の情報を入手した場合、あるいは震度5弱以上の地震が発生した場合は勤務校に参集し、学校長・教頭が到着するまでの間、教育委員会や町災害対策本部、避難所運営委員会との連絡調整など災害発生直後の初動対応を行う。

（2） 避難所である体育館への避難者の誘導支援等

ア 連絡調整者は、参集した避難所運営委員会のメンバーや指定された町職員と協力して、避難者が校庭や体育館等に避難するよう指示する。

イ 連絡調整者は、それぞれ特別な用途に使用するため、学校長室、職員室、会議室、保健室、給食室等については、避難者の生活スペースとしては使用させないよう、避難所運営委員会に対して要請する。

ウ 連絡調整者は、職員室や放送室、体育館の放送室の鍵を開錠し、避難所運営委員会が放送設備を使用できるよう対応する。

エ 連絡調整者は、避難所運営委員会からの要請に基づき、避難所開設・運営が円滑に行われるよう、ハンドマイク、可動式無線マイク・スピーカー設備など用具の貸与など緊急対応として必要な措置を講じる。

（3） 学校長・教頭への報告

学校長・教頭が学校に到着した場合には、連絡調整者は、直ちに地震発生後に対応した措置等について、学校長・教頭に報告する。

3 住民対応・避難所支援班の設置

（1） 住民対応・避難所支援班の設置

ア 大規模地震発生時において教職員は、児童生徒の安全を確保するとともに、学校長を中心として学校教育活動の再開を図ることが第一の目標となる。

イ 避難所の開設・運営は、基本的には避難所運営委員会が行うが、学校（災害対策本部）としても、住民対応・避難所支援班を設置し、避難所運営委員会による避難所の開設・運営が円滑に行われるよう支援する。

ウ 住民対応や避難所支援に関わる時間は原則として48時間とする。

（2） 住民対応・避難所支援班の役割

（【資料11】「避難所運営委員会の組織と動きの一例」参照）

※ 詳細は各避難所運営委員会作成の対応マニュアル参照

ア 避難者の誘導

イ 放送設備の使用についての対応

ウ 避難所の整備、割り振り

エ 負傷者の応急手当

オ その他避難所運営支援

〈参考・引用文献〉

- 「逗子市学校防災計画」逗子市教育委員会
- 「非常災害時における子どものこころのケアのために」〈改訂版〉文部科学省
- 「学校における地震防災活動マニュアル」神奈川県教育委員会
- 「地震災害対策職員初動マニュアル」葉山町
- 「葉山町地域防災計画 -地震災害対策計画-」葉山町防災会議
- 「葉山町地域防災計画 -風水害等災害対策計画-」葉山町防災会議
- 「葉山町地域防災計画 -実施要領計画-」葉山町防災会議
- 「葉山町避難所運営マニュアル」葉山町総務課

【資料 1】

日頃からの大規模地震への備え【チェックリスト】

1. 学校における防災体制について

(1) 年間指導計画に基づき、計画的に防災教育が位置付けられているか。	
(2) より実践的な防災訓練を計画的に実施しているか。	
(3) 防災訓練等へ教職員、児童生徒の参加が計画されているか。	
(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は、巨大地震警戒）について理解し、情報が発表された時の学校の対応について教職員の間で共通理解を図り、その内容を保護者に伝えているか。	
(5) 地震発生時の学校の対応について、教職員の間で共通理解を図り、その内容を保護者に伝えているか。	
(6) 夜間、休日における連絡体制を確立しているか。	
(7) 地震発生時における教職員の動員体制や役割分担が明確にされ、全員が理解しているか。	
(8) 連絡調整者を決め、連絡調整者はその役割を認識しているか。	
(9) 教職員が、校内の避難経路、児童生徒の避難集合場所を理解しているか。	
(10) 校内にある「教育支援センター」など他の施設との連携を図っているか。	
(11) 非常持出する重要書類を把握し、持ち出す役割の者を定めているか。	
(12) プールに水を貯めた状態にしているか。	
(13) 防災地図（ハザードマップ）の作成など地域の実状を把握しているか。	

2. 町役場・地域との連携と避難所について

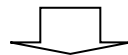
(1) 個々の教職員が避難所運営委員会の役員と顔見知りになっているか。	
(2) 避難所運営委員会の役員の連絡先を把握しているか。	
(3) 町災害対策本部の連絡先を把握しているか。	
(4) 避難所に派遣される行政職員を把握しているか。	
(5) 避難所運営委員会の運営マニュアル等を読み、災害時における避難所の役割を教職員が理解しているか。	
(6) 自校が避難所となったとき避難所運営に必要なスペースとして提供できる場所をあらかじめ決めているか。	
(7) 避難所運営委員会と鍵の保管や避難者受入可能場所等について調整しているか。	
(8) 防災備蓄倉庫に保管されている防災用具や備蓄物資について把握しているか。 また、防災用具の使用方法的訓練をしているか。	

【資料2】

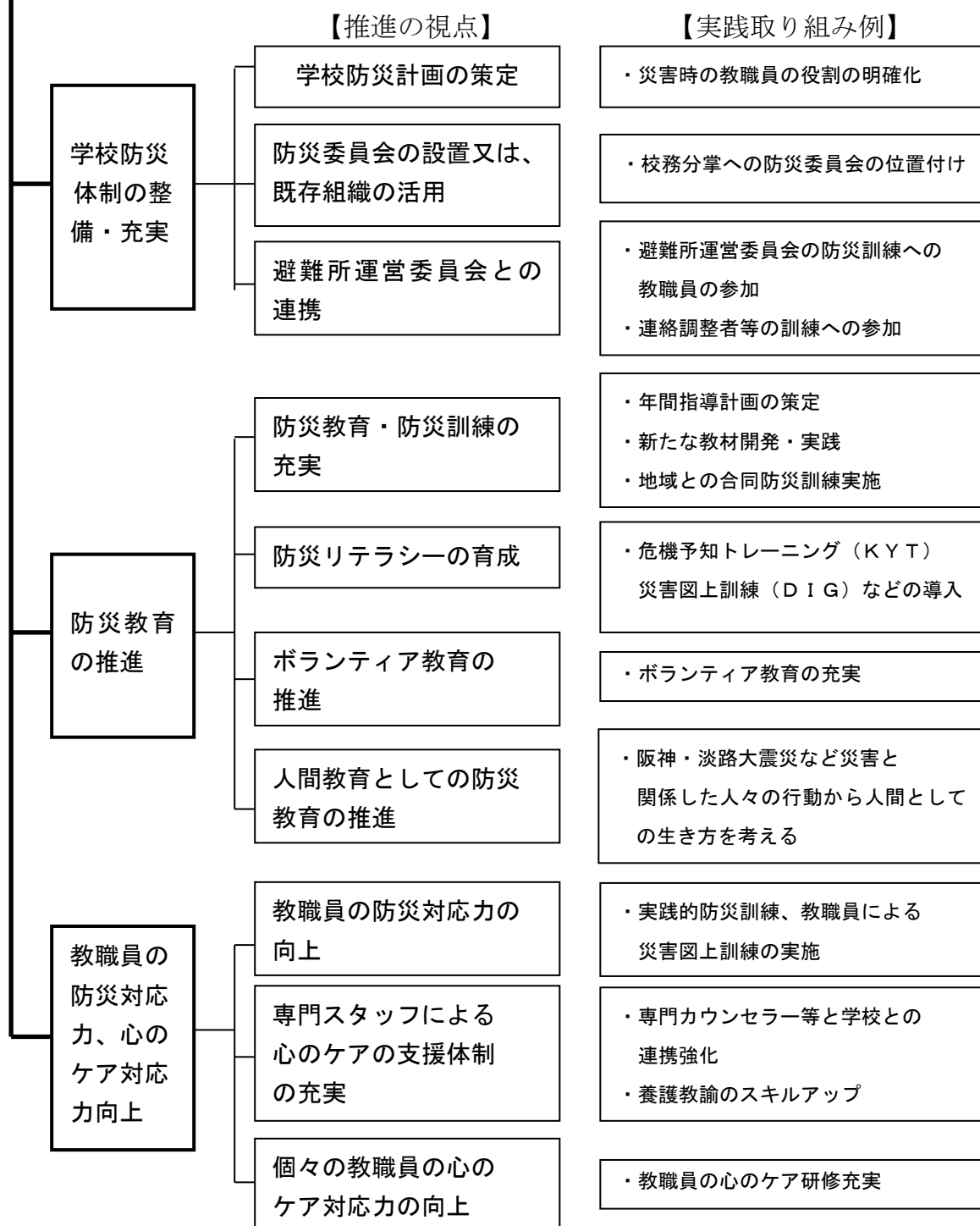
学校施設・設備の安全点検リスト～災害予防のための施設点検～

1	① 職員室・ 教室・ 廊下等	天井から吊り下げた空調機や照明器具等の固定の有無	
		放送設備（スピーカー、モニターテレビ、プロジェクター）はしっかり固定されているか。	
		厨房機器類は固定しているか。	
		収納戸棚、重ね書庫は固定しているか。	
		黒板、掲示板、掛け時計は固定しているか。	
		下駄箱、ロッカーは固定しているか。	
	② 理科室	実験器具の収納戸棚や薬品戸棚等の転倒・移動防止措置をしているか。	
		薬品容器の転倒・落下防止措置はしているか。	
		所要の火災防止措置はしているか。	
		危険薬品を適切に保管しているか。	
	③ 図書室	書架を固定しているか。	
		書架と書架を連結するなど転倒防止措置をしているか。	
		可動式書架にストッパーがあるか。	
2	避難経路 の点検	非常階段の点検	
		校舎棟からの非常出入口の点検	
		職員室・特別教室からの出入口確保	
		避難所への経路の確保	
3	落下危険物 の点検	屋根・外壁の点検	
		ガラスの点検	
		屋上や庇上の水槽の点検	
		アンテナ・避雷針の点検	
		空気調整屋外機器等の点検	
4	防災施設 の点検	出火防止	
		ガス器具の耐震緊急遮断機の有無	
		ストーブ・ボイラーの耐震安全装置設置の有無	
		ガスボンベの保管方法・転倒防止策の実施	
		消防設備の定期点検等により改善指摘のあった事項で、未改善部分の有無	
		危険物・薬品の保管方法の安全性点検	
		灯油・ガソリン類の適切な保管	
5	倒壊危険物 の点検	門の点検	
		囲障の点検	
		擁壁の点検	
		屋外電気設備の点検	
		自転車置き場の点検	

大規模地震の歴史に学び、生きる力を育む



学校における防災教育・訓練・研修の推進



※ プロジェクト学習

「ビジョン（願い）」（例：「私たちの〇〇を災害に強い〇〇にしたい」）や「ミッション（意思）」（例：「〇〇で生活するすべての人びとのために、災害に強い〇〇にしたい！」）を学習者自身に明確に掴ませ、このテーマをもとに、ウェビングによって、個別テーマを設定し、個別テーマごとに希望者を募ってプロジェクトチーム（班）を編成し、学習のための戦略を立て、情報を集め、ゴール（達成目標）に到達する学習手法である。

※ 危機予知トレーニング（KYT）

企業・工事現場・病院等の労務災害をゼロにするために広く行われているトレーニングの手法である。授業中の地震の発生、登下校時・給食時・遊び・遠足の場面などのシートを作成し、シートに描かれた場面のなかの危険に気づき、その危険を回避するための方法をチームで考え、最後にチームの行動目標を決め実践していくトレーニングである。

※ 災害図上訓練（DIG）

図上演習の一種で Disaster Imagination Game の頭文字をとって名づけられた。

学区の地図、透明シート、油性ボールペン、セロテープなどを用意し、地図の上に透明シートをかぶせ、その上から、ボールペンやドットシールを用いて、防災の視点から、公園、緑地、消防水利など地域の基本情報を確認して記入する。その後、その地図をもとに、救出救助、初期消火などテーマを設定して話し合い、災害に対する地域の弱点、地域で必要な防災対策など話し合い、成果を発表する学習手法である。

【資料 3 - (1)】 指定避難所一覧		R 3 年10月 1 日現在	
名 称	収容想定人数（コロナ禍）（人）		
	体育館	校舎	計
葉山小学校	144	198	342
上山口小学校	144	97	241
長柄小学校	144	170	314
一色小学校	144	199	343
葉山中学校	154 (格技場を含む)	110	264
南郷中学校	154 (格技場を含む)	88	242
計	884	862	1, 746

参考 … 指定緊急避難場所、指定避難所、広域避難場所、自主避難所とは？

(町ホームページから抜粋)

【指定緊急避難場所】

指定緊急避難場所は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、災害の危険から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所で、災害の種類（洪水、土砂災害、地震、津波・高潮）ごとに指定しています。

◎ 指定緊急避難場所の開設について

指定緊急避難場所は、災害の規模や気象等の状況によって開設を判断するため、すべての避難所を開設するとは限りません。

避難する際は、行政（町ホームページ、防災情報メール、ツイッター、広報車両等）からの避難情報を確認しましょう。

【指定避難所】

指定避難所は、災害基本法に基づき、災害時に自宅が倒壊するなど、住居を失った人の一時的な避難生活を送る場所として定めるもので、町内の町立小中学校を指定しています。

◎ 指定避難所の開設について

指定避難所は、葉山町内で震度5弱以上の地震が観測された場合その他必要に応じて、避難所を開設します。運営については、地域、学校、役場等で構成された「避難所運営委員会」により行います。

【広域避難場所】

広域避難場所は、災害によって大規模な火災が発生したとき、輻射熱や煙などの火災から身を守る場所で、周辺大火による輻射熱に対して避難者の安全が確保できる面積を確保できる町有施設（公園）である南郷上ノ山公園を指定しています。

【自主避難場所】

自主避難場所は、町が発令する避難勧告等に基づかず、自らの判断により自主的に避難できる避難所で、町内（自治）会長等の判断や町の要請で開設します。

【資料４】

F A X 送 信 書

教育総務課長 殿
学校教育課長 殿

地震発生時における被害状況等の報告

報告日 年 月 日
午前・午後 時 分現在

学校名			
在籍児童生徒数	名	欠席児童生徒数	名
在籍教職員数 (臨任・非常勤を含む)	名	参集教員数 (臨任・非常勤を含む)	名

被害の有無 あり・なし (被害ありの場合は、下記の欄に記入する)								
被害状況		教職員	児童生徒	被害施設状況		校 舎	体育館	校 庭
	死亡者				小破			
	重傷者数				中破			
	軽傷者数				大破			

(施設被害状況に○を表示)

※ 葉山町教育委員会 F A X : 0 4 6 - 8 7 6 - 1 8 6 1

【資料５】

教育総務課長 殿
学校教育課長 殿

F A X 送 信 書

大規模地震による被害状況詳細報告

学校				記入者氏名			
年	月	日	午前・午後	時	分現在		
児童生徒・教職員の被災状況							
	在籍数	被害なし	死者	行方不明	重症	軽症	負傷程度不明
児童生徒							
教職員							
特記事項（死亡者氏名等）							
児童生徒の保護者への引き渡し状況							
保護者に引き渡しが進んでいる児童生徒						名	
学校で保護している児童生徒						名	
その他						名	
臨時休校の決定							
未・済		期 間	年 月（ ）～ 年 月（ ）				
建物の大きな被害状況（建物名、被害箇所、被害程度〔全壊・半壊・一部破損等〕）							
建 物 名		被害状況（簡潔に）					
ライフラインの被害状況							
電 気	使用 可・不可		被害状況（ ）				
ガ ス	使用 可・不可		被害状況（ ）				
水 道	使用 可・不可		被害状況（ ）				
電 話	使用 可・不可		被害状況（ ）				
防災無線	使用 可・不可		被害状況（ ）				
プールの被害状況							
プールの水漏れ		有 ・ 無		避難者数（避難所）			
トイレ使用の可否				世帯数		世帯	
すべて使用可能				人 数		名	
一部使用可能（ ）箇所							
使用可能							
連絡事項（被害の概要、火災の有無）							

※ 葉山町教育委員会 F A X : 046-876-1861

【資料 6】

地震発生時の教職員の安全指導例

発生時の第一行動	○ 騒がないこと。 ○ 慌てて教室外に飛び出さないこと。 ○ 先生の指示を静かに最後まで聞くこと。 ○ 窓や窓際から離れること。 ○ 机等の下にもぐること。 ○ 防災頭巾、座布団等で頭部を守ること。 ○ 火気は、すぐ消火できる場合は素早く処理し、できない場合は揺れが小さくなってから消火すること。
避難行動	○ 放送等の指示により避難を開始すること。 ○ 静かに迅速に整列すること。 ○ 4つの約束を守り、素早く行動すること。 ・おさない ・かけない ・しゃべらない ・もどらない 「お・か・し・も」の約束 ※ 災害によっては、早足で避難しなければならない場合があるので、適切な判断と指示が重要となる。 ○ 決められた場所に整列して集合すること。 ○ 落ち着いて待機すること。
教職員の指示と行動	○ どのような行動をするのか大声で明確に指示する。 ○ 机が揺れによって移動することがあっても机の下にもぐらせ、防災頭巾や座布団などで頭を守らせる。 【指示例】 ・「大丈夫、あわてないで」 ・「外に出ないで」 ・「防災頭巾をかぶりなさい」 ・「頭を下げて、じっとして」 ・「大丈夫だ。心配しないで。落ち着いて」 ・「静かにして、落ち着いて」 ・「机の下にもぐりなさい」 ・「机の脚を両手でしっかりつかんで」 ・「揺れがおさまるまで頭を出さないで」 ○ 窓際やテレビ、ロッカーなどから離れさせる。頭部を反対方向に向けさせる。 ○ 揺れがおさまったら、教室の窓やカーテン、出入り口を開け出口を確保する。 ○ ストープ等の火気使用中の場合は、児童生徒をストープから離れさせ、消火する。 ○ 児童生徒等が反射的に外に飛び出すことのないようにしっかり掌握する。

【資料 7】

児童生徒引き渡し・緊急時連絡カード例

児童生徒氏名		性別		学年 学級	年 組
住 所					
保護者名		関係		電話	
緊急時連絡先	電話 ()				
避難場所					
引き取り者		本人との関係			
引き渡し日時	月 日 時 分	教職員名			

【資料 8】

教育総務課長 殿
学校教育課長 殿

F A X 送 信 書

学校教育再開見通し報告

学校				記入者氏名							
年		月		日		午前・午後		時		分現在	
仮登校日		月		日		午前・午後		時		分	
登校可能な児童生徒の人数											
人数	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	計	在籍全児童生徒数
											名
勤務可能な教職員の人数											
人数	学校長	教頭	教員	養護	事務	栄養	用務	給食	その他	計	在籍全教職員数
											名
不足する教科書の状況											
学年		教科		冊数		学年		教科		冊数	
不足する学用品の状況											
学用品名			数 量			備 考					
不足する教材・教具の状況											
教材・教具名			数 量			被害状況・復旧見込み等					
その他の連絡事項（転校希望者数など）											

※ 葉山町教育委員会 F A X : 0 4 6 - 8 7 6 - 1 8 6 1

【資料 9】

F A X 送 信 書

教育総務課長 殿

学校教育課長 殿

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は、巨大地震警戒）への対応状況報告

学校			記入者氏名		
年	月	日	午前・午後	時	分現在

学校対策本部設置状況		設置済・未設置			
児童生徒等の 状況 ※その他は、欠席 等で学校の管理下 でない児童等の数	学 年	在 籍	保 護	下 校	その他
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	合 計				
保護した児童生徒等の状況（具体的理由等）					
学校と地域・住民等との状況（避難者対応等）					

※ 葉山町教育委員会 F A X : 0 4 6 - 8 7 6 - 1 8 6 1

【資料10】

F A X 送 信 書

教育総務課長 殿
学校教育課長 殿

風水害大雪等の「警報」発令時における措置状況報告

報告日 年 月 日
午前・午後 時 分

		学校名	学校
措 置 状 況	休校の実施	あ り ・ な し	
	始業時刻繰り下げの実施	あ り ・ な し	
	児童生徒登校時刻	時 分	
	終業時刻繰り上げの実施	あ り ・ な し	
	学校給食の実施	あ り ・ な し	
	放課後の活動の実施	あ り ・ な し	
備 考	児童生徒下校開始時刻	時 分	
	被害状況等		

※ FAXによる各状況報告は、緊急対応の報告であり、正式な報告は「葉山町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」に基づき提出する。

※ 葉山町教育委員会 F A X : 0 4 6 - 8 7 6 - 1 8 6 1

【資料11】避難所運営委員会の組織と動きの一例

避難所運営委員会の組織等の概要については、それぞれの避難所運営委員会ごとにマニュアルが定められていて、その指揮の基づき教職員も支援することになるが、ここでは、一般的な組織、震災時の各班の動き及びそのポイントの一例を示している。

したがって、教職員は、各避難所運営委員会でその地区の実態に応じて独自に定めたマニュアルの内容を確認しておくことが大切である。

町災害対策本部					
避難所運営委員会					
運営委員長	副委員長	副委員長	(事務局)	学校施設管理者	行政職員
○鍵の開錠 ○避難所の開設 ○避難所の運営 ○本部運営会議の招集 ○避難所運営本部の縮小及び解散					
庶務班		○避難所運営に関する総合調整（本部運営会議の開催など） ○町災害対策本部との連絡調整（第1報及び定期報告など） ○ボランティアに関する業務（受付、各班への振分けなど） ○避難所でのルール策定（ゴミ処理の当番制、ペット対策など） ○その他、他の班に属さないこと			
情報班		○避難所の情報管理に関する活動（学校施設の安全確認を含む） ○避難所内での情報収集と伝達（掲示板、チラシ、音声など） ○避難者の受入（スペース等の振分けなど） ○避難者名簿に関する業務（行政職員と協力） ○避難所周辺状況の確認（近隣の避難所の状況把握を含む）			
救出救護班		○被災者の救出活動（消防などの救助隊への協力） ○被災者への応急救護に関する活動（傷病の重度～軽度の把握など） ○傷病者の地区防災拠点及び救護病院への搬送 ○避難所周辺（被災）状況の確認 ○避難所や周辺地域への巡回警備、在宅者への訪問・援助			
食料物資班		○水の確保（飲料水、生活用水、トイレ用水など） ○トイレの確保（学校施設のトイレの状況把握及び使用に関する取決め） ○備蓄品リストの作成及び更新 ○食料の調達・配布（在宅・周辺被災者への配布）及び防疫対策 ○救援物資の確保・配布などの管理			
学校再開準備班		○学校長が状況を踏まえ学校教職員等により構成			

【資料 12】「葉山町立〇〇〇学校防災計画」策定標準参考例

各学校の立地条件や特性、各学校避難所運営委員会の確認などの実情に応じて、記載内容は適宜修正する。

【目次】

第1章 大規模地震に係る基本的な対応

- 1 地震への対応【児童・生徒が学校管理下にある場合】・・・・・・・・
 - 【1】 大地震直後の対応の仕方・・・・・・・・
 - 【2】 一時待避場所への避難直後の学校の教職員の対応・・・・
 - 【3】 緊急対策本部としての活動の開始・・・・・・・・
- 2 地震への対応【児童・生徒が学校管理下でない場合】・・・・・・・・
 - 【1】 安否・参集情報の登録・・・・・・・・
 - 【2】 参集の仕方とすみやかな緊急対策本部の確立・・・・
- 3 学校が避難所となった場合の対応について・・・・・・・・
 - 【1】 避難所業務への協力について・・・・・・・・
 - 【2】 避難所としての初期対応のあり方・・・・・・・・
 - 【3】 避難所運営時における応急教育開始までの目安・・・・

第2章 風水害に係る基本的な対応

- 1 風水害への学校としての事前対策・・・・
 - 2 風水害時の学校としての対応・・・・
 - 3 学校施設が被害を受けた場合の対応について・・・・・・・・
- #### 第4章 避難所の開設について・・・・・・・・

第1章 大規模地震に係る基本的な対応

1 地震への対応【児童・生徒が学校管理下にある場合】

(原則) A：人的・物的被害がほとんど予想されない程度の地震

→避難の有無を含め各学校対応

B：人的・物的被害が予想される震度5弱以上の大きな地震

→以下のマニュアルに沿って対応

Aは、今まで各学校で行ってきた「発災後すぐに避難する」やり方での避難訓練等で対応可能な地震である。本書は、Bに示すような、従来にはない被害をもたらす可能性のある大地震を想定している。「被害状況を踏まえた安全な避難」を重視した対応である。

【1】 大地震直後の対応の仕方

(1) 教職員の直接管理下(授業、給食指導等)で大地震に遭遇した場合

教職員も児童生徒も経験の無い大きな地震への対応となる。建物の損壊や、児童生徒の負傷が十分予測される中の活動である。余震が何度も襲ってくると思われるので、以下の体制を作る。

*様々な段階の大地震が考えられるが、ここで想定している地震は、「校舎の倒壊はなく、教職員は何とか難を免れるが、児童生徒に歩行困難を含む人的被害がある」ような未経験の大震災である。



①職員室では・・・

- ・管理職が職員室に緊急対策本部を設置する。
- ・非常持ち出し用具を確認し、教職員からの連絡を待つ。
- ・非常放送が使用可能な場合、全校児童・生徒を沈静させ、教職員へ情報収集を指示する。
- ・目視可能な場所の状況を確認する。
- ・ただし、火災・建物の倒壊を確認した場合は、直ちに避難させることとする。

*火災発生場所を認知したら他の教職員に通報し、初期消火に努める。また、最適な避難経路を選び、避難場所へ誘導する。

②教室では・・・

- ・授業者は児童・生徒の沈静に努め、安否・怪我の状況、及び損壊状況を素早く把握する。
- ・同じフロアの教職員同士連絡を取り合い、フロア待機者と職員室への報告者を素早く決定し、情報交換する。
- ・児童・生徒の被害状況、校舎の損壊状況を職員室に報告する。
- ・待機者は児童・生徒の余震の恐怖を取り除くよう支援する。

*ひとりで移動できない児童・生徒の状況を正しくつかむことが重要である



③揺れがおさまっているとき・・・

- ・避難経路・場所を決定し、避難を開始する。
- ・ただし、余震での倒壊があり得る教室の教職員は、避難指示を待たず児童・生徒の避難指示を出してもよい。

(2) 教職員の間接的な管理下（休み時間、始業前、放課後等）で地震に遭遇した場合

「校庭中央に集合」等あらかじめ主体的な判断による行動ができるように各学校で決めて指導しておく。また、教職員も行動のルールを事前に決め、事前に周知しておく。その他については、(1)に準じるが、職員室への報告は不要。個々に安全な避難誘導に努める。

*様々な状況が考えられるが、校地内に教職員、児童・生徒がそろっている場合の想定である。

①職員室からの指示は・・・

- ・放送機器が使用可能なら緊急放送にて適切な指示を出す。
 - ア 校庭にいる児童には校舎に近づかないよう呼びかける。
 - イ 教室等校舎にいる児童生徒には、揺れがおさまるまで待機を呼びかけ、付近の教師とともに落下物やガラス破片に注意しながら、「校庭中央等」決められた場所への避難をするよう呼びかける。
 - ウ 非常品持ち出しの担当以外は、分担を素早く決めて、校舎内にいる児童生徒の避難の支援に向かう。

②校舎内にいた教職員は…

- ・放送が無くても、上記ア、イを付近の児童・生徒に大声で呼びかける。
- ・トイレなど児童・生徒の有無を確認しながら、自分が見つけた範囲の児童・生徒を残さず引率しながら、「校庭中央等」決められた場所に安全に避難誘導する。

③校庭等校舎外にいた教職員は…

- ・素早く児童生徒に待機場所を指示し、避難目的地が、校舎内の児童・生徒に明らかになるよう留意する。
- ・児童・生徒が校舎に近づかないよう指示する。
- ・外に出てくる避難者に対し、落下物の危険性等、外から見て分かる危険について、大声で知らせる。
- ・火災等外から分かる範囲で校舎の異常に気づけば、その発生を職員室に知らせる。

(3) 社会見学、遠足等で遭遇した場合

どのような状況で遭遇しても児童生徒の人数を確認し、安全な場所へ避難誘導することが優先される。また、引率先から学校へ状況を速やかに連絡する。

*交通機関が途絶した場合、かなりの長期間、滞在先の避難計画に従う場合が考えられる。地元では、親が子どもの安否を気にしているので、正確な情報を管理職に報告することが重要である。

*校外行事を企画した場合、担当者は団体として1個以上ラジオを携帯し、正確な情報入手できるような工夫をする。

①屋内にいる場合

- ・速やかに安全な場所へ移動させる。
- ・施設内にいる場合には、その避難指示に従う。

②屋外にいる場合

- ・海岸にいる場合は津波、山間部にいる場合は山崩れや崖崩れが起こる可能性があるため、速やかに安全な場所に避難させる。



(4) 登校、下校途上で遭遇した場合

①日頃の指導…

- ・「カバンや持ち物で自分の頭を保護する」、「建物、塀、崖下、川岸等からすぐ離れる」、「自動車は思わぬ動きをするので離れる」等の指導をしておく。
- ・登校中に地震に遭遇した場合は、自宅に戻るか、可能ならばそのまま通学路を登校する。
- ・下校中は、原則として安全に注意しながら下校させる。
- ・交通機関を利用している児童生徒は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動をとらないよう指導しておく。

- ・学校に向かうか家に向かうかを判断するポイント地点を、あらかじめ通学路上に決めさせておく。

②実際の場面では・・・

- ・避難の途中経路で児童生徒が集まり、互いに助け合うように指導しておく。

【2】 一時待避場所への避難直後の学校の教職員の対応

（1）人的被害状況の把握と校内人命救助活動

- ・避難してない児童生徒や教職員の捜索や救出、救護にあたる。
- ・避難した児童生徒の安全確保とけが等の応急処置にあたる。
- ・人員点呼にとどまらず、被害状況の把握を行う。管理職を含む複数の教職員で校舎内の巡視をするが、目的は残留している児童生徒の救出等とする。
- ・火災の場合は初期消火に努める。

*ガラスは、建物の高さの半分の距離まで飛散する可能性がある。校舎の高さを確認し、校舎に隣接する場所等校庭の危険箇所を把握しておく必要がある。

（2）一時待避場所の安全確保

- ・崖崩れ、地面の陥没等の危険な状態がないか、確認する。
- ・ガラス飛散や建物の倒壊に巻き込まれる危険性を検証し、危険と判断した場合は別の安全な場所へ避難する。

【3】 緊急対策本部としての活動の開始

〈地震発生から児童・生徒下校までの初動期〉

（1）児童・生徒の安全確保

- ・地域にも大きな被害が予想される場合は、児童生徒は下校させず、学校での引き渡しを原則とする。
- ・保護者と連絡をとり、引き取りの依頼をする。引き取りに来られない場合も児童・生徒の状況などを保護者へ連絡するよう努める。

*児童・生徒の引き渡しには、p 26 の引き渡しカードを活用する。引き渡しカードはあらかじめ印刷して、非常持ち出し品のセットの中に準備しておく。（なお、書式については、本様式に限らず、従来から準備のある学校独自の書式でも構わない。）

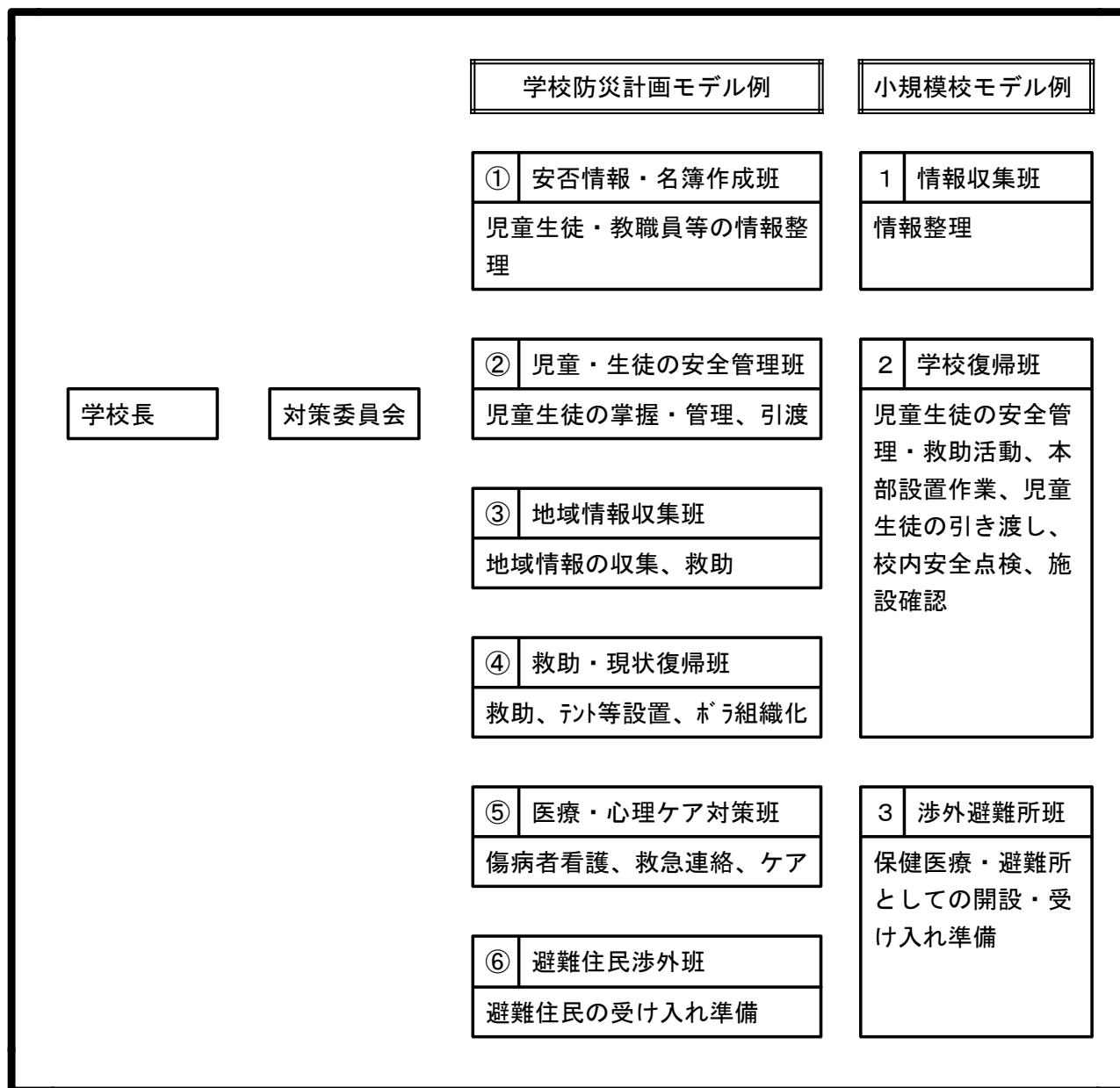
（2）情報の報告・収集

- ・教育委員会への報告や指示、市町村・警察署・消防署・町内会等と連絡連携して情報収集に努める。

(3) 初動期防災組織の係活動の開始

・以下の例に示すような組織体制を各学校の実態に合わせ準備しておき、初動期の活動に当たる。

＜児童・生徒在校時の初動期対策班の枠組み：例＞



＊6つの係編成は、職員数が比較的多い学校を想定してのものである。小規模校は例のように、規模・実態に応じて組織を組み直して対応する。

＊初動期の避難所運営にあたっては、全教職員ができるだけリーダーシップをとって円滑な運営に努力する。

＊④の本部設置作業等については、安全な作業であれば、生徒のボランティア的な作業協力を念頭に置いて考えることも可能である。ただし、余震等での2次災害が予想される作業への参加は原則認められない。

2 地震への対処【児童・生徒が学校管理下でない場合】

【1】 安否・参集情報の登録

(1) 各教職員は災害電話 171 或いは携帯電話のインターネット機能を利用した「災害用伝言板」に、安否情報として怪我・参集のめどについて登録する。

(2) 管理職は 171 や災害用伝言板等から参集情報を得る。



*大震災時 171 の登録可能数が 2～3 個に制限される場合がある。その対策としては、

①携帯のインターネットを利用した掲示板（災害用伝言板）への登録が一番有効とされている。

②学校番号での登録が一杯になっている場合には、自宅電話番号に 171 で登録すれば、管理職等もその電話番号で安否情報を確認できる。

【2】 参集の仕方とすみやかな緊急対策本部の確立

(1) 教職員の参集について

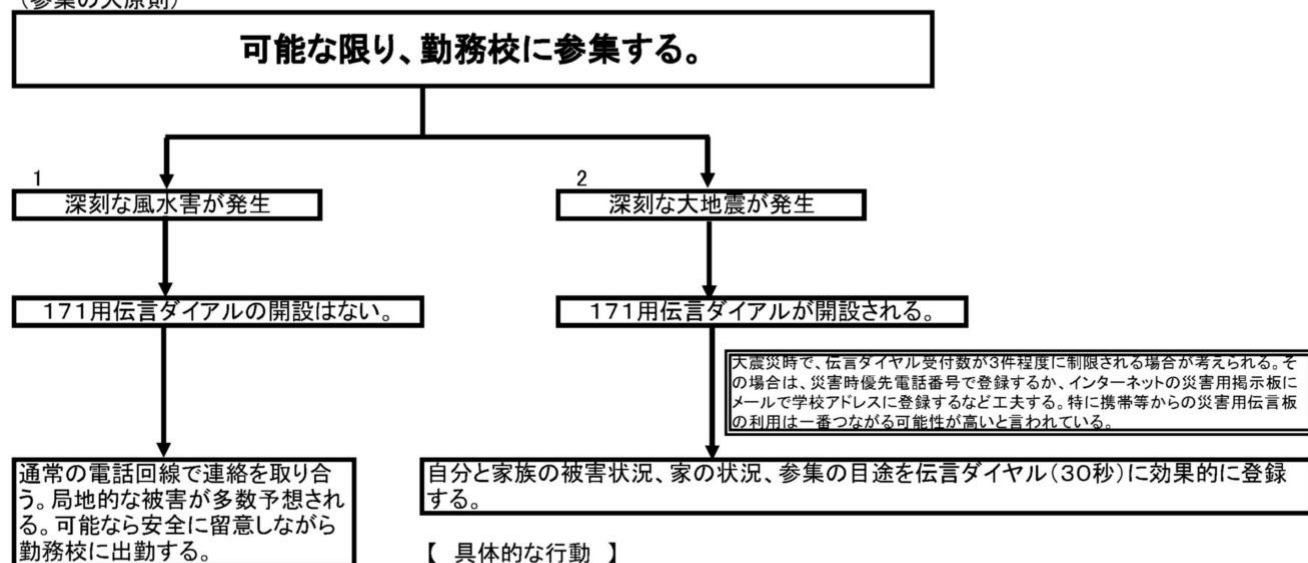
- ・地震発生から管理職は勤務校に急ぎ向かい、出来るだけすみやかに各校対策本部を確立する。
- ・葉山町在住の教職員は、自宅や家族の様子を確認の上、勤務校に参集して所属校長の指揮のもと、可能な限りすみやかに対策委員として活動にはいる。
- ・地震発生当日夜から、当番制の宿直を各班毎に 1 名残る体制を堅持し、状況が安定する時期まで努力する。
- ・勤務学校への通勤が可能な教職員は可能な限り出勤とする。
- ・交通が途絶した自動車による遠距離通勤者・電車利用者等は、その交通機関復旧後直ちに勤務校に参集する。

(2) 参集の判断

- ・次ページ、フローチャート図「大地震・風水害等での教職員の参集の判断の仕方について」の【具体的な行動】を参考にすること。

大地震・風水害等での教職員の参集の判断のしかたについて

(参集の大原則)



【 具体的な行動 】

- ① (参集可能な場合) **勤務校へ参集する。**
- ② (勤務校へ交通途絶がある場合) **安全に留意しながら勤務校を目指し参集する。**
- ③ (勤務校に向かうには明らかな困難がある場合) **困難な状況の改善を待つ。**

※明らかな困難：鉄道、道路等が寸断され、復旧に数日かかる、参集手段がない状況

※交通途絶の状況に応じては、町内の別の学校での勤務もあり得る。たどりついた最寄りの学校から、さらに勤務校を目指すかどうか伝言ダイヤル等を使い慎重に判断す

3 学校が避難所となった場合の対応について

避難所の設置については、P34「第4部 その他の対応 第1章 避難所の開設について」に避難所設置の基本的な考え方を記載してある。また、避難所の開設にあたっては、各学校が防災安全課と共同開催している「避難所運営委員会準備委員会」での確認に基づき各学校で計画を策定すること。したがって、以下の記載内容は参考例である

【1】避難所業務への協力について

(1) 町との連携を図る

①災害時において学校が避難所となった場合には、町長が行う 災害応急対策が円滑に行われるよう、学校は避難所の運営について協力する。

②校長は、町の災害対策担当部局等との協議・検討を踏まえ、あらかじめ教職員の具体的な職務分担、応援体制等の計画を策定しておく。

(2) 避難所計画の準備

①収容人数を考慮し、校舎開放の優先順位をあらかじめ決めておく。

②避難所開設期間が長期化する場合には、学校施設の一部を避難所

*児童・生徒の避難所学習等の成果物として事前に作成する活動は、学習効果と、担当者の負担軽減の面から有効な手だての一つである。

としたまま授業を再開することを想定しておく。

③計画ができあがったら、レイアウト図を地震に備えて数枚事前に作成しておく。

(3) 指定避難所としての学校の対応

①教職員が、校長の指示に基づき、避難所の管理運営業務に従事した場合は、当該学校の管理業務の一環を担っているものと考えられるので、教職員の職務の一部として取り扱う。

②住民等が学校に避難してくれば、そこは避難所になることから避難者に対して適切な対応ができるよう、避難対策等に係る計画を定めておくことが重要である。

【2】 避難所としての初期対応のあり方

(1) 児童・生徒が学校管理下にある場合

(教職員が学校にそろっている場合)

- ①避難所情報収集カードを配布し、記入後提出してもらう。
- ②最初の段階は仮の受け入れ場所であることを放送等で伝える。
- ③避難所運営委員会を開設し、施設開放計画を承認してもらう。
- ④決定した開放計画によるレイアウト図を体育館等に数カ所掲示する。
- ⑤レイアウト図に従って正規の避難場所に移動してもらう。
- ⑥活動の組織図については次ページの例2を一つの参考とする。

*情報収集カードはあらかじめ印刷して、非常持ち出し品のセットの中に準備しておく。

*校舎の被害状況を踏まえ、学校施設開放計画を、避難所運営委員会の確認のもと発表する。

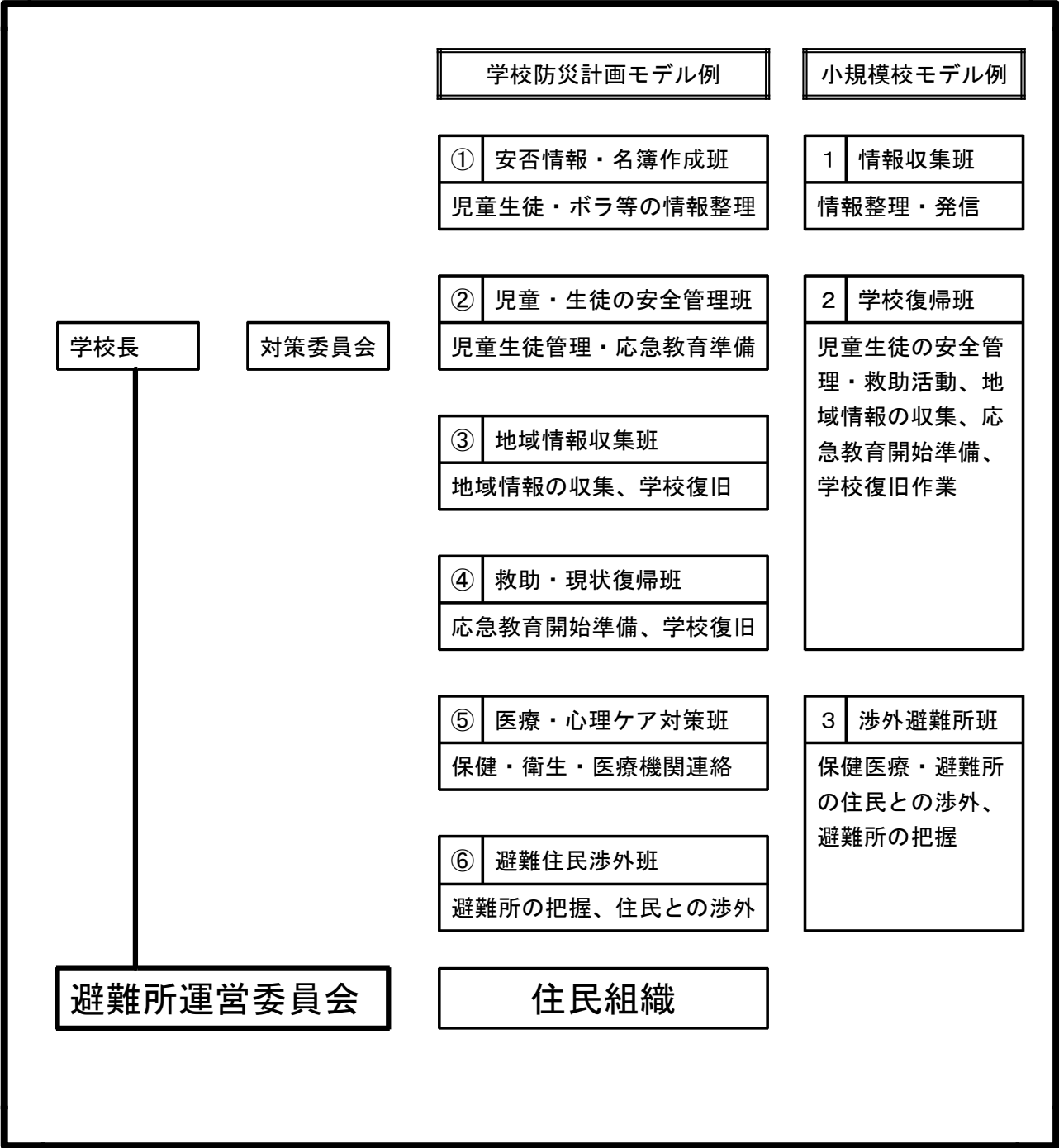
(2) 夜間・休日等、教職員が学校にいない場合

- ①家族等の安全を確認した上、教職員は可能な限り急いで学校に参集する。
- ②管理職の到着を待たず、教職員が一人でも学校に到着した時点で、地震対策委員会が開始される。その際の手順は次の通りとする。
 - ・避難所情報収集カードとハンドマイクを持って体育館に向かい、避難所を地域住民に開放し、管理職の到着を待つ。
 - ・情報収集カードを回収しつつ、新たな避難住民を体育館に誘導する。
 - ・体育館以外の校舎の開放は、避難所運営委員会後決定する旨、避難住民に伝え、協力を求める。
 - ・施設トイレの使用禁止を伝え、住民協力で、トイレ製作を行う。
- ③避難所運営委員会役員が集まってきた場合は、管理職を待たずに仮の運営委員会を開催して情報収集を開始する。

○こんな行動が想定される

- ・情報カード、鉛筆、消しゴム等を持ち出し品セットから準備して配る。
- ・地区毎の避難になるように、ハンドマイクを用いて待機位置を指示する。
- ・住民の組織の代表者を集める。
- ・情報カードを受け取る。★これらの活動はなるべく地域の方の協力を得ながら進める。

*↑上記の活動は地域の方に全てお願いするケースもある。



【３】 避難所運営時における応急教育開始までの目安

各教職員は、一度も体験したことのない災害を経験するわけである。破損した校舎、避難住民、児童・生徒の怪我や死亡・・・そんな状況の中で、一つの目標を持って行動する必要がある。それが、「応急教育の開始」である。

教育再開の目的は、被災者となった児童・生徒が心のより所に「学校」があるからである。中越地震等の報告から、学校教育の再開自体が児童・生徒を励ます効果が非常に大きいことが指摘されている。

そのために基本的には 1 週間から 10 日前後で応急教育を再開することを一つの目安に考える。

場合によっては校舎の一部が避難住民に提供されたままの状況も考えられるが、遅くとも3週間から1ヶ月後には町内全校で応急教育が再開されていくことを目安とする。その際のポイントは、以下の5項目。

- (1) 児童生徒、教職員の被害状況把握
- (2) 施設、設備等の確保
- (3) 教育再開の決定・連絡
- (4) 教育環境の整備
- (5) 児童生徒の心のケア

1日も早い
応急教育の開始！



第2章 風水害にかかる基本的な対応

1 風水害への学校としての事前対策

【1】土砂災害ハザードマップ等による地域の実情把握

(1) 学区の交通機関の現況

学区内のバスが運行不能になった場合の子どもの安全管理を維持するため、あらかじめその対応策を検討しておく。

(2) 通学路の危険箇所の把握

児童生徒の通学路には、台風接近による暴風雨や集中豪雨、河川の氾濫等により危険が予想される箇所がある。家屋の倒壊、広告・看板等の落下、障害物による道路の遮断、がけ崩れ、低地での浸水等、あらかじめ通学路の安全点検を実施し、必要があれば通学路の変更を含めて検討しておく。

(3) 学校立地の地理的特徴による危険性の把握

学校周辺におけるがけ崩れ、河川の氾濫による浸水等の危険性を把握し避難場所を確認しておく。

児童生徒への事前対策

(1) 学校は児童生徒に対して風水害に対する心構え、知識、緊急対処の方法等について指導します。

(2) 学校長は、あらかじめ PTA と協議し、緊急時に保護者と連絡する方法、登下校時の安全経路、児童生徒の保護措置などについて定めておきます。

(4) 広域避難場所など自校以外の避難可能場所の把握

がけ崩れ、河川の氾濫などのため、自校が危険な状況になった場合に避難する広域避難場所をあらかじめ確認しておく。

【2】避難所としての事前対策

学校長は、所属職員の緊急連絡体制を整備するとともに、町の防災主管課など防災関係機関との連携体制を確認しておきます。

(1) 鍵の保管等について状況確認

避難所に指定されている学校にあつては、体育館など収容施設の安全点検を行なうとともに、校門、体育館、体育館の放送室、防災備蓄倉庫、校舎、職員室などの鍵の保管等について町防災主管課と事前に確認しておきます。

(2) 防災備蓄倉庫の活用についての協議

学校長は、防災備蓄倉庫の活用について町及び避難所運営委員会と事前に協議しておきます。

(3) 学校長等の緊急連絡先情報の町への提供

災害の規模や状況に応じ、町の防災担当主管課から学校に対して避難所開設について緊急連絡を行うことが想定されるため、夜間・休日でも確実に連絡できるよう、学校長・教頭の緊急連絡先について教育委員会へ報告しておきます。

2 風水害時における学校の対応

【1】児童生徒の措置等

(1) 登校前・登校後の対応

風水害等の警報が発表された場合の葉山町立小中学校の対応については、原則、「第2章 風水害時における学校の対応 第1節 児童生徒の措置等 1 登校前・登校後の対応」のとおりとしているが、各学校は立地条件等を十分考慮して適切な対応をとる必要がある。

※ 学校が臨時休校措置等の対応を行った場合は、当該措置状況について、教育委員会に報告します。(資料「FAX送信書」参照)

【2】児童生徒に対する特別措置に関わる出欠の扱い

(1) 全校休業措置をとった場合

「臨時休業」に該当し、「授業日数」を減じる。

(2) 一部休業措置をとった場合

ア 同一学年の全学級が同じ日に休業措置をとった場合

「臨時休業」に該当し、「授業日数」を減じる。

避難所としての対応等

1 学校長、教頭及び教職員の参集

(1) 夜間・休日等の避難所開設の場合

夜間あるいは休日等に町の防災担当主管課から学校教育課長を通して避難所開設についての緊急連絡があった場合、学校長及び教頭は直ちに勤務校に参集し、避難所の開設等に必要な業務を行う。

(2) 学校施設に災害発生の恐れがある場合の参集

災害が発生又は発生する恐れがある場合、教職員は学校長の指示により参集し、学校施設の被害状況の確認など必要な業務を行う。

※ 「第2章 風水害時における学校の対応 第1節 児童生徒の措置等 1 登校前・登校後の対応」の表を参照。

学校の施設管理者としての対応

1 施設管理者としての事前対応

学校長は、風水等による災害を未然に防止するため、校舎内外の危険箇所を事前に点検し、必要な措置を講じる。

イ ある学級に限り休業措置をとった場合

「出席停止・忌引等」に該当し、「出席しなければならない日数」から減じる。

(3) 「家庭の判断」という措置（個人が休んだとき）をとった場合
「出席停止・忌引等」に該当し、「出席しなければならない日数」から減じる。

(4) 登校時間の繰り下げ措置、下校時刻の繰り上げ措置をとった場合
「出席」の扱いとします。「遅刻」又は「早退」扱いにはしない。

3 学校施設が被害を受けた場合の対応について

【1】 風水害時の応急対応

- (1) 学校施設が災害を受けた場合、学校長は速やかに被害状況等を教育委員会に報告する。
- (2) 教育委員会は、被害状況等について、町災害対策本部長（町長）に報告する。
- (3) 町災害対策本部長は、当該報告等により応急措置の必要があると認めたときは、「災害発生時の応急対応に関する協定」に基づく機関の協力を得るなど必要な措置を講じる。

【2】 児童生徒の措置と応急教育の実施方法

(1) 応急教育等の措置

ア 学校長は、被害状況に応じ、学校防災計画に基づき、児童生徒の安全を最優先した適切な措置を講じる。

イ 学校長は、被害状況を考慮した上で、可能な範囲で教育活動の実施を図る。

ウ 教育委員会は、被害を受けた学校の事態を検討し、被災した児童生徒数に応じて収容対策を講じる。

エ 教育委員会は、災害救助法の定めるところにより、学用品の給与を行う。

(2) 応急復旧措置

ア 学校長は、被害を受けた箇所を点検し、児童生徒の安全を確保するために必要な措置を講じる。

イ 教育委員会は、学校施設の応急復旧措置とまたは並行して、復旧した施設又は仮設校舎等へできるだけ速やかに児童生徒を収容し、平常の教育形態に近づけるよう措置する。

2 重要書類、危険薬品類等の安全保管

学校長は、重要書類、教材備品類、理化学実験用危険薬品類等の安全保管と非常持出について準備し、被害を最小限にする。

3 給食施設の事前対応

(1) 移動可能な機械器具類及び取り外し可能なモーター電気器具を安全な場所に移動させる。釜その他についても、できるだけ災害を受けないように適宜措置を講ずる。

(2) 在庫物資を安全な場所に移動させる。

4 衛生管理体制の確保

(1) 各学校は、学校長を中心とした救急班及び防疫班を編成し、学校における衛生管理を徹底させる。

(2) 衛生機材については、台風による災害を受けることのないよう安全な場所に移動させる。

学校教育の再開に向けた対応

【第2部 地震災害対策編

第3章 学校教育の再開に向けた対応】

に準じる

心のケア

【第2部 地震災害対策編

第4章 心のケア】に準じる

【3】 教材、学用品等の調達等

(1) 応急措置

災害を受けた学校における教材や学用品等については、教育委員会が実態調査を行い、学校管理運営用、事務用及び教育用として必要な物品類等を調達するとともに、児童生徒の救援のため、必要に応じて被害救助法の適用手続きを行う。

(2) 応急復旧措置

災害を受けた学校における設備等の復旧は、諸復旧計画と併せて処理していく。

【4】 学校給食等の措置

(1) 応急措置

ア 教育委員会は、給食施設・設備及び給食用物資の納入業者の被害状況を速やかに把握し、必要に応じ、学校給食の献立変更または中止などの措置をとる。

イ 学校長は、被害状況が判明した後、具体的な復旧計画を立て、できるだけ速やかに学校給食を再開する。

(2) 応急復旧措置

ア 学校長は、給食調理場及び給食設備等の清浄、消毒を行なうとともに、保健福祉事務所と連携して衛生管理の万全を期す。

イ 学校長は、児童生徒、教職員及び給食用物資の納入業者の赤痢その他の感染症の発生状況を調査するなど、保健福祉事務所と連携した防疫措置を講じる。

ウ 学校長は、教育委員会及び学校給食会と連携して学校給食を再開する。

【5】 学校の衛生管理

(1) 授業再開に備え、浸水校にあつては、学校内全部、また浸水を免れた学校にあつては、トイレ、給食施設その他防疫上必要な箇所の消毒を行います。

(2) 災害を受けた後の感染症の発生に留意し、その発生があった場合は、速やかに保健福祉事務所に届け出て、適切な処置を講じます。

第4章 避難所の開設について

【1】 避難所活動について

避難所活動については、情報の収集・伝達、活動の記録を施設管理者等職員が担当し、給水、炊き出し給食等避難生活に関する諸活動を自主防災組織等が担当するものとします。

* 避難所の開設については、前述のとおり各避難所運営委員会作成の対応マニュアルによるものとする。

(1) 避難所の開設が必要となる状態

ア 避難所に指定された施設^(注1)の施設管理者等職員^(注2)は、震度5強以上の地震が発生したとき又は発生したと思われるときは、災害対策本部長の指示を待つことなく速やかに避難所を開設の準備をする。

なお、震度5弱以下の地震の場合でも、被害の状況により町の災害対策本部長が避難所を開設することを必要と認めたときは、その指示に従い開設します。

(注1. 葉山町立小中学校6校他 注2. 学校長等)

イ 住民は緊急に避難する必要があるときには、町による開設を待つことなく避難所を開設します。

ウ 避難所を開設した者(施設管理者等又は自主防災組織等)は、開設した旨を町の災害対策本部に連絡します。

(2) 避難所の運営管理(各避難所運営委員会作成の対応マニュアル参照)

避難所の運営管理は、町職員、施設職員、教職員、自主防災組織、ボランティア等の相互協力のもとに、避難所毎に作成されている対応マニュアルに沿って実施します。

※ 町内4小学校区に自主防災組織を中心に避難所運営委員会が設立され、災害に備え訓練等を実施しているところもあります。

ア 管理責任者は原則として、施設の管理者とします。

イ 管理運営上の留意事項

A 障害者、傷病者、高齢者、乳幼児等災害要援護者への対応を優先します。

B 保健師等の巡回、健康相談及び医療救護活動と連携した健康管理を行います。

C 防疫活動による伝染病の発生防止等衛生管理を行います。

D 個人、家族のプライバシーを尊重します。

E 暖房器具、防寒衣料等冬期間も考慮します。

ウ 施設職員等の役割

A 情報収集と伝達(避難所活動の方針決定に資する事項等)

B 避難者の把握

C 非常用食料、生活物資の配給については、事前に町災害対策本部の指示を受けて実施する。

エ 自主防災組織等の役割

自主防災組織等が中心となり避難者が自ら避難所の運営に当たります。

オ 広報活動

カ 給水活動

キ 給食活動

ク トイレの使用

ケ その他避難者の生活支援

【2】避難所開設における学校・教職員の役割

(1) 教職員による避難所運営支援

ア 大規模災害発生時において教職員は児童生徒の安全を確保するとともに、学校長を中心として学校教育活動の早期正常化を図ることが第一義的な役割です。しかし、学校が避難所となった場合には、町長の指揮下で行われる災害応急対策が円滑に行われるよう、教職員は避難所運営に協力します。

イ 教職員が、学校長の指示に基づき、避難所の管理運営業務に従事した場合は、当該学校の管理業務の一環を担っているものと考えられるので、教職員の職務の一部として取り扱うこととなります。

(2) 連絡調整者の役割（休日・勤務時間外における初動対応）

ア 連絡調整者の基本的役割

連絡調整者は、東海地震の注意情報・予知情報や葉山町内での震度が5弱以上又は津波警報・大津波警報の情報を入手した場合、あるいは震度5弱以上の地震が発生した場合は勤務校に参集し、学校長・教頭が到着するまでの間、教育委員会や町災害対策本部、避難所運営委員会との連絡調整など災害発生直後の初動対応を行います。

イ 避難所である体育館への避難者の誘導支援等

A 連絡調整者は、参集した避難所運営委員会のメンバーや指定された町職員と協力して、避難者が校庭や体育館等に避難するよう指示します。

B 連絡調整者は、それぞれ特別な用途に使用するため、学校長室、職員室、会議室、保健室、給食室等については、避難者の生活スペースとしては使用させないよう、避難所運営委員会に対して要請します。

C 連絡調整者は、職員室や放送室、体育館の放送室の鍵を開錠し、避難所運営委員会が放送設備を使用できるよう対応します。

D 連絡調整者は、避難所運営委員会からの要請に基づき、避難所開設・運営が円滑に行われるよう、ハンドマイク、可動式無線マイク・スピーカー設備など用具の貸与など緊急対応として必要な措置を講じます。

(3) 学校長・教頭への報告

学校長・教頭が学校に到着した場合には、連絡調整者は、直ちに地震発生後に対応した措置等について、学校長・教頭に報告します。

【3】 住民対応・避難所支援班の設置

(1) 住民対応・避難所支援班の設置

ア 大規模地震発生時において教職員は、児童生徒の安全を確保す

るとともに、学校長を中心として学校教育活動の再開を図ることが第一の目標となります。

イ 避難所の開設・運営は、基本的には避難所運営委員会が行うが、学校（災害対策本部）としても、住民対応・避難所支援班を設置し、避難所運営委員会による避難所の開設・運営が円滑に行われるよう支援します。

ウ 住民対応や避難所支援に関わる時間は原則として 48 時間（初期対応）とします。

（２）住民対応・避難所支援班の役割

※ 詳細は各避難所運営委員会作成の対応マニュアル参照

ア 避難者の誘導

イ 放送設備の使用についての対応

ウ 避難所の整備、割り振り

エ 負傷者の応急手当

オ その他避難所運営支援

葉山町学校防災計画

令和4年4月 第2版発行

編集・発行
葉山町教育委員会

〒240-0112 葉山町堀内 2050 番地 9